

第1章

戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくろう

— 行財政

- 1 人口問題への対応
 - 人口問題に対応できるまちづくりの推進
 - 関心人口・交流人口を拡大するまちづくりの推進
 - 人口の定着化に向けたまちづくりの推進
- 2 健全な自治体経営の推進
 - 適正な行政サービスの提供と効率的な財政運営の推進
 - 人事管理・職員管理の適正化
 - 自主財源や多角的財源の確保
- 3 公共施設の管理と適正配置
 - 公共施設の適正配置
 - 公共施設の効率的な管理運営
- 4 広域行政
 - 一部事務組合との連携
 - 周辺市町村との相互協力
- 5 広報・広聴
 - 広報紙の充実
 - ホームページの充実
 - 広聴業務の拡充

基本計画

稲敷市総合計画

1. 人口問題への対応

現況と課題

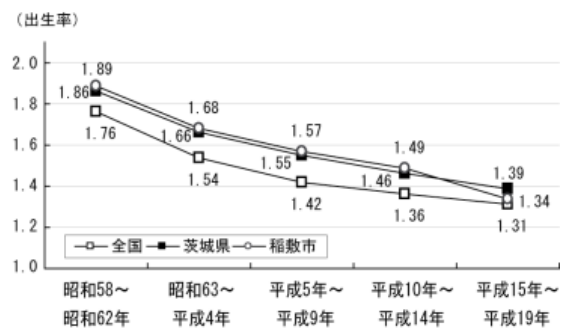
本市の人口の推移をみると、バブル期の平成2年から平成7年にかけて急激に増加しましたが、その後は減少に転じ、平成17年には5万人を割り込み、平成22年では約47,000人となっています。本市の人口減少は、出生より死亡が上回り自然に人口が減少する傾向が拡大する状況に加えて、転入者より転出者の方が多い転出超過の状況が続いています。一方、本市の人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）が約11%、生産年齢人口（15～64歳）が約62%、老年人口（65歳以上）が約26%となり、少子高齢化が進んでいます。

現在の少子化の主要因は、晩婚化・非婚化に加え、“夫婦の出生力そのものの低下”が指摘されています。本市の合計特殊出生率*の推移は、全国・茨城県と同じような傾向をたどっており、現在の人口を維持するのに必要な「2.08」を大きく下回っている状況です。また、未婚化・晩婚化の状況についても、35年前に比べ、男女ともに平均初婚年齢が高くなっており、晩婚化が進んでいる状況にあります。

このように、本市の人口問題は非常に深刻な状況であることから、子育て環境の整備、転出者を抑制する魅力あるまちづくり、定住促進につながるような就業の場の創出、市街地整備の計画的な推進など、多様な施策を総合的に推進し、人口減少に歯止めをかける必要があります。

しかしながら、厳しい財政の中で人口問題対策への予算配分を強化することは非常に困難であることから、あらゆる分野の施策において人口問題を念頭に置き、全庁をあげて取り組みながら、早期に実現可能な施策を重点的に実施していくことが必要です。

【合計特殊出生率の推移】



資料：企画課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・前期基本計画策定後、庁内において「人口問題プロジェクトチーム」を発足し、転入転出アンケートの実施や市の情報を発信するいなしきエール便の作成など、部局間の枠組みを超えて取り組んできました。これらの取り組みを拡大し、新たな枠組みのもとで、庁内をあげて取り組んでいくことが必要になっています。
- ・若年定住者の確保につながる出会いの場の創出については、市民組織との協働による結婚対策事業（出会いの場の創出、結婚相談事業など）を実施するほか、結婚支援組織を立ち上げるなど推進体制が整ってきました。今後も、これらの取り組みを継続させながら、更なる拡充が求められています。
- ・医療費の助成の実施（中学3年生まで）をはじめ、子育て支援センター*の設置やファミリーサポートセンターの開設による子育て支援策の充実、福祉有償運送や新規の公共交通路線による高齢者の移動手手段の確保、ハローワークと連携した若者の就業支援対策の実施、学校教育における職業体験や職業観の啓発など、それぞれの所管課が連携し、様々な課題を解決するための新たな仕組みの創設や各種事業を展開してきました。
- ・今後は、さらに進行が予想される高齢化への対応や多様な子育て支援ニーズへの対応など、時代の変化に合わせた施策の展開を図っていくことが必要です。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

本市において最も重要な課題の一つである人口問題に対して、今後とも進行する人口減少や少子高齢化を見据えながら、全庁体制による取り組みの一層の展開により、これらの課題に対応できるまちづくりを着実に推進します。また、「いなしきシティプロモーション*」など市のPRにより、関心人口、交流人口の拡大を目指すとともに、住宅や就業環境、生活環境の充実など人口の定着に向けたまちづくりを推進します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|--|---|-----------------|-----------------|
| 人口問題プロジェクト 会議の年間開催回数 <small>※2-3</small> | 部局間の事業調整・役割分担を明確にしなが、効率的かつ効果的な事業実施を推進する検討会の開催回数を目標とする。 | 3回/年 | 5回/年 |
| 社会増減率 <small>※2-3</small> | 人口に対する社会増減数の割合である社会増減率の増加を目標とする。(社会増減数:転入者から転出者数を差し引いた人数のこと。) | 0.64% | 0.30% |
| 自然減少率 <small>※2-3</small> | 人口に対する自然増減数の割合である自然増減率の増加を目標とする。(自然増減数:出生数から死亡者数を差し引いた人数のこと。) | 0.65% | 0.40% |
| カップリングパーティ* の参加組数 | カップリングパーティ*の参加組数の増加を目標とする。 | 24組 | 30組 |
| 稲敷市に住み続けたい と思う市民の割合 | 今後も稲敷市に住み続けたいと思う市民の割合を増やす目標とする。 | 49.2% | 70.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 人口問題に対応できるまちづくりの推進

【10101】

行政による人口問題への対応には限界があることから、市民、企業、行政の“協働”による対策を推進し、それぞれの強みを活かした役割分担のもと、市が一体となって、まちづくりに取り組みます。

人口問題に関係する国や県などの制度等の調査・研究に努め、国・県と連携した対策に取り組みます。

人口問題に対して、若年定住者の確保、子育て支援、高齢者福祉、産業活動の活性化など、人口問題を解決する諸施策を総合的に検討し、全庁体制での取り組みとして、効率的な事業推進に努めます。※2-3

2. 関心人口・交流人口を拡大するまちづくりの推進

【10102】

市民、事業者、団体、行政の各主体が共通認識を持ちながら一体となって「いなしきシティプロモーション*」を積極的に展開するオール稲敷連携体制を確立し、稲敷市の良さを市外に宣伝し、市に対する興味や関心を持ってもらう仕掛けづくりを行います。

圏央道の開通による好機を最大限に活かしながら、本市の持つ地理的優位性や自然環境、居住環境など総合的な本市の魅力を宣伝し、成長が見込まれる活力ある企業の関心を呼び込む仕掛けづくりを周辺市町村と連携しながら進めます。

本市とのゆかりや深い繋がりのある自治体の主催事業への積極的な参加や新たな共催事業による交流を深め、地域を構成する市民、企業、団体、行政などが連携し、それぞれが「稲敷」を売り出すとの意識を持って魅力あるまちづくりを進めます。

基本計画

稲敷市総合計画

3. 人口の定着化に向けたまちづくりの推進

【10103】

多様なニーズに対応した優良で安価な住宅・宅地の供給をはじめとして、買い物、子育て、医療・福祉、雇用の場など、住民の暮らしにおける生活インフラの不足環境を改善しながら、住んでみたいまちとしての魅力向上を図り、新たな転入者を受け入れる環境整備を進めます。

市外への転出者に対しても本市とのつながりを大事にしながら、定年や転勤、就職を節目に都市部からUターン・Iターンを考える人々に対するPRを行い、市内への定住化を促進します。

地元企業への就職支援や就農支援、新たな起業への支援など、多様な生活スタイルにあった就職情報の提供及び就職支援を行いながら、転入者が希望する雇用に関する多様な取り組みを展開します。

若者が市内で就職できる雇用環境の創出に努めるとともに、官民が一体となって男女の出会いの場を積極的に創出し、若年層の市内定着化を図ります。

2. 健全な自治体経営の推進

現況と課題

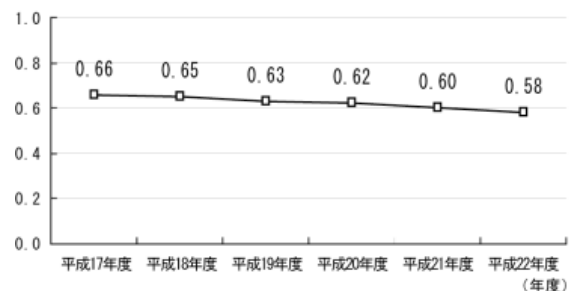
地方分権の進展により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきました。このような状況の中、それぞれの地方自治体においては、自主的に、個性的で魅力ある都市づくりを進め、自治体としての執行体制の強化、財政の健全化に向けた取り組みを強化し、より自立性の高い都市を目指していくことが求められています。

本市においても、行政改革大綱や行政改革実施計画の策定などを通じて、行政改革に全庁的に取り組んでいますが、周辺市町村や同程度の人口規模の市町村などと比較して、補助金や公共事業、職員定数など、効率化を図るべき部分が多く見受けられます。また、市税の徴収率は上昇傾向にあるものの、依然として低迷しており施設維持管理費、扶助費をはじめとする義務的経費の増加など、緊急に取り組むべき課題を抱えています。今後においても、東日本大震災による復旧・復興事業や、新庁舎建設や学校施設の統廃合に伴う小学校の新設などの大規模事業の状況、また、地方交付税*制度に伴う臨時財政対策債*の動向によっては、地方債の発行が増加し公債費*の増加は避けられない状況です。

今後、東日本大震災からの復興、また、激化する地域間競争の時代にあって、これらの課題に的確に対応し、安定した財政基盤を確立するためには、本市の将来を見据えた戦略的な自治体経営、職員一人一人の意識改革が最も重要となっています。

今後は、行財政運営の指針となる総合計画の適正な進行管理を行いながら、市民と行政のパートナーシップ（協力関係）の構築と役割の明確化を前提としつつ、自立した行政の実現を視野に、行政経営力のより一層の向上をめざしていくことが重要です。

【財政力指数】



資料：財政課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- 公債費*の繰上償還にかかる「財政健全化計画」(平成19年～平成23年)の策定や、稲敷市補助金等適性化委員会における交付基準の改定、投資的経費に関する事業の評価など財政の健全化に向けて様々な取り組みを実施しました。しかし、東日本大震災による復旧復興経費、「新市建設計画」及び「稲敷市総合計画」に掲げた大規模事業の着手などもある中で、地方交付税*制度に伴う臨時財政対策債*の動向によっては、地方債の発行が増加することも予想され、非常に厳しい財政状況が続いています。「稲敷市総合計画」の進行管理と連動しながら、政策的に歳出削減を行っていくことが、メリハリのある行財政運営を目指す上では必要です。
- 定員管理については、「稲敷市行政改革実施計画」の定員管理目標に沿って定員管理を実施しているほか、人事評価制度の導入、組織再編に向けた検討を行っているところです。臨機応変に対応できる組織体制や職員の能力を高める人事評価など、行政組織の改善は全庁を上げて取り組まなければならない課題となっています。
- 4課（税務課・納税課・保険課・高齢福祉課）合同で滞納整理、収納対策など各種取り組みを進めるほか、企業誘致など自主財源の確保、不要財産の処分や多角的財源の確保にも努めています。自主財源の確保に向けた取り組みは、収納対策だけでなく、財産処分や企業誘致など、更なる工夫を重ねながら取り組んでいく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

総合計画の進行管理と一体になった、行政評価システム*を検討・導入し、コスト管理に努めます。市民目線での事務事業の見直し、人件費の削減など徹底した行財政改革を進め、効率的で弾力性のある財政基盤の構築を目指します。また、東日本大震災による復旧復興への対応など、将来にわたる財政需要予測のもと、計画的かつ健全な財政運営を行うため中長期的な「財政計画」を策定します。

さらに、人事評価制度や職員定数の管理、柔軟で効率的な組織づくりなど、人事管理、職員管理の適正化を図ります。併せて、公平かつ適正な賦課事務の充実、财源の的確な把握や収納対策の強化、市内の基幹産業活性化や市有財産の有効活用を図るとともに、工業団地への企業誘致を積極的に行い新たな税収を確保するなど、安定的で多角的な财源の確保に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|---------------------|---|-----------------|-----------------|
| 中・長期的財政計画の策定 ②-① | 中・長期的な視野に立った計画的な財政運営を展開し、健全な自治体経営を推進するための計画策定を行い、これに基づく取り組みの推進を目標とする。 | - | 策定 |
| 行政評価システム*の導入 ②-① | 効率的で弾力性のある行財政運営を実現するため、行政評価の導入を目標とする。 | - | 完全導入 |
| 職員数の削減 | 行政改革の一環として職員数の適正化を図る観点から、職員数の削減を図る。 | 435人 | 410人程度 |
| 能力別昇給制度の導入 ②-① | 給与水準の適正管理に努めるための能力別昇給制度の完全導入を目標とする。 | 一部導入 | 完全導入 |
| 市税徴収率 | 安定的な財源確保と税の公平性を確保するため、最終的には市税100%徴収を目指し、平成22年度比3%アップを目標とする。(市税現年度課税分の徴収率) | 96.1% | 3.0%アップ |
| 住基カードの取得率 | 行政サービスの効率化と市民の利便性向上を図るため、住基カードの利用促進に努め、その取得率向上を目標とする。 | 1.8% | 5.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 適正な行政サービスの提供と効率的な財政運営の推進

【10201】

「新市建設計画」及び「稲敷市総合計画」に掲げたまちづくりを着実に進めるとともに、東日本大震災からの復旧復興など、めまぐるしく変化する社会情勢に対応するために、計画的かつ確実に財源を確保することを盛り込んだ「中長期財政計画」の策定と毎年度見直しによるローリング*によって計画的な財政運営を行っていきます。

適正な行政サービスを提供しつつ、健全な自治体経営を推進していくため、市民と行政の役割や責任の分担を明確にし、行政評価システム*の導入による事業の「選択と集中」を行います。②-①

行政評価システム*の運用にあたっては、その事務事業の効率性、必要性、公益性などの判断を客観的に評価・分析し、結果や課題を市の広報紙やホームページで公表するなど、市民への説明責任を果たします。②-①

事業選択においては、市民アンケート等を実施するなど、単なる削減だけでなく、事業の質の向上につながるようなシステム作りを目指し、コスト意識や費用対効果を十分考慮した施策を展開するとともに、組織機構や事務事業の見直し、インセンティブ予算制度*の導入など積極的な行財政改革を進めます。②-①

財政構造の硬直化の要因となる公債費*については、事業の厳選をしながら将来にわたっての増加を抑制します。

市単独の補助金については、目的や効果、経費負担のあり方などを踏まえて見直しを

行います。

各種証明書などの自動交付機導入や各種行政サービスとの連携を検討するとともに、高齢者などに対して身分証としての有効性を説明するなど、住基カードの利用・普及に努めます。

賦課徴収*に関して e-Tax*、eL T A X *など電算化を積極的に推進、啓発普及に努めることで、納税者の利便性を向上させるとともに、賦課徴収*に関わるコスト削減に努めます。

2. 人事管理・職員管理の適正化

【10202】

職員一人一人が能力を最大限に発揮できるよう、適正な人事評価制度を推進するとともに、職員研修を充実し、専門知識や政策形成能力の向上を図ります。 絆2-①

時代に適応した効率的な行政運営を進めるため、自治体の規模や人口などを考慮した適正な職員定数の管理に努めます。 絆2-①

有事・災害の際や社会情勢の変化などによる市民ニーズに、柔軟かつ的確に対応できるよう、簡素で応答性の高い柔軟で効率的に動ける組織づくりを進めます。

絆2-①

絆3-①

3. 自主財源や多角的財源の確保

【10203】

税などの財源の的確な把握や収納対策の強化、公平かつ適正な賦課徴収*事務の充実により、自主財源の確保に努めます。 絆2-①

納税相談において、自主納付を促すとともに、税負担の公平性を確保するため、法に基づく厳正な滞納処分を実施します。

公平な受益者負担の観点から、使用料や手数料について、市民ニーズや行政コストを勘案しながら定期的な見直しを図ります。

市有財産の将来の活用方法や保有の必要性などを検討する組織をつくり、市有財産を有効活用していきます。特に、不要財産については、積極的に売却や貸し付けを推進します。 絆2-①

基本計画

稲敷市総合計画

3. 公共施設の管理と適正配置

現況と課題

公共施設については、合併後の一体的な視点で施設配置の状況を見ると、一部では過剰な状況が見受けられ、維持管理についても、多額の歳出が財政を圧迫している状況にあります。行政運営の効率化を図りながら、行政サービスの向上を図るとともに、市民に安心・安全を提供するためには、東日本大震災の被害の復旧・復興に一定の目処が立った時点で、事業を再開する必要があります。今後は一刻も早く公共施設の適正配置を図るため、関係者との協議や地域の方々との協働のもと検討を進めていく必要があるとともに、公共施設の管理・運営については、指定管理者制度*の導入などを積極的に推進していく必要があります。

本市の庁舎については、現在、4カ所に分散して事務を行っていますが、現在の分庁舎方式では、市民が行政手続きをする際に不便を生じており、また、庁舎の老朽化により維持管理経費が高額になっている状況です。さらに耐震性に不安があることから、安全性の確保は重要な課題です。そのため、庁舎については、東日本大震災による被害の復旧・復興などの状況を見極めながら、新庁舎の建設を進めていく必要があります。

市内の公共施設については、東日本大震災による大きな損壊はありませんでしたが、軽微な損壊と施設内の設備や備品の損壊が発生し、また、施設の敷地内では、地盤沈下や地割れ、液状化現象等の被害が発生しました。今後は、東日本大震災を教訓に、地盤沈下や液状化に伴う立地上での安全性や耐震化など施設の安全性を再確認し、市民の安心・安全を最優先にした施設運営が求められています。

教育関係の施設については、幼保一元化*による認定子ども園えどさきの開園や、新利根給食センターの廃止等施設の適正配置を進めており、一定の成果は表れています。学校施設の再編についても、「稲敷市学校再編整備実施計画」に基づき事業を推進しています。

今後は、適正配置のプロジェクトチームや、100人市民会議の提言をもとに、地域の意向を踏まえ、関係者と協議をしながら、引き続き適正配置を進めていくことが求められています。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- プロジェクトチームや、100人市民会議（市民）において、公共施設適性配置の方向性などについて検討しました。さらに、市内4カ所ある保健センターの職員の集約、「稲敷市学校再編整備実施計画」策定、新利根学校給食センター廃止（江戸崎、東両センターへ事業振分）水道事業の統合などを行ったほか、幼保一元化*施設として「認定子ども園えどさき」の開園（保育所2カ所、幼稚園1園を統合）を実施しました。これまで公共施設の適正配置については、適宜進めてまいりましたが、今後の社会情勢等を踏まえると、公共サービスの維持を図りながらさらに推進する必要があります。
- 新規施設として、稲敷市障がい者センター「ハートピアいなしき」を建設するとともに、観光まちづくりのシンボリック施設「えどさき笑遊館」の改築を実施しました。新規に建設した施設については、今後の活用について積極的に推進し、各種事業を展開していく必要があります。
- 江戸崎幼稚園の解体、耐震診断調査及び耐震補強工事を実施したほか、「ハートピアいなしき」において社会福祉協議会に指定管理者として委託するなど、効率化に向けた取り組みも進めました。既存施設の効率化については、民間委託等を含めてさらに推進する必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民活動の状況や利用者のニーズを把握しながら、本市の人口や面積、財政規模に合った適正な公共施設の配置を行い、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

公共施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度*の活用や民営化などによって効率的に行うとともに、利用者が安心して施設を利用ができるよう耐震などの安全性を確保に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-------------------------|---|-----------------|-----------------|
| (仮称)公共施設再編計画の策定 経2-2 | 市が管理するすべての公共施設を対象とした適正配置・再編方針の策定を行い、これらに基づく取り組みの推進を目標とする。 | - | 策定 |
| 指定管理者制度*の導入数 | 市が運営する公共施設において指定管理者制度*の導入を検討し、目標年次までに2カ所以上の導入を目標とする。 | 1カ所 | 2カ所以上 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 公共施設の適正配置

【10301】

防災まちづくりの観点から「地域防災計画*」の策定と併せて、新庁舎建設や既存の庁舎及び公共施設の活用方法について検討を重ね、「(仮称)公共施設再編計画」を策定し、公共サービスの維持を図りながら、機能が重複する施設の整理・統合を推進します。経2-2

国の動向を注視しながら保育所、幼稚園の一元化・一体化を検討するとともに、稲敷市学校及び幼稚園適正配置検討委員会の答申と「学校再編実施計画」に基づいた小・中学校などの義務教育施設の再編と併せて、生涯学習施設の再編の検討も行います。人1-2

2. 公共施設の効率的な管理運営

【10302】

幼稚園、小・中学校については、耐震診断結果を踏まえ、学校の統廃合及び跡地利用の方針などと連携しながら、耐震補強工事を実施します。経2-2

体育館など公共施設の整備・改善・運営においては、適切なサービス主体や事業手法を目指し、民間の資金を利用し、民間による施設整備や公共的なサービス提供を検討します。

多様化する市民ニーズに対応するため、直営公共施設について指定管理者制度*の導入検討を行い、可能な範囲で制度の活用を図ります。また、「(仮称)公共施設再編計画」に基づき、統合対象となる施設については、市の財政負担軽減を図るため、民間への移譲や貸与を検討します。

基本計画

稲敷市総合計画

4. 広域行政

現況と課題

広域交通網の発達や人々の価値観・ライフスタイルの多様化、経済のグローバル化などに伴い、人々の生活圏は飛躍的に拡大し、行政への要望も多種多様になっています。自治体単独だけでは対応しきれない行政サービス、あるいは周辺自治体との協力により効率化できる行政サービスについて、広域的な対応を図り、効率的に運営を行っていくことは、自立的な自治体運営を行っていく上でも、ますます重要になると考えられます。

本市は現在、「稲敷地方広域市町村圏事務組合」、「江戸崎地方衛生土木組合」、「龍ヶ崎地方衛生組合」などに加入し、構成市町村と連携しながら、広域的な取り組みが必要なまちづくりや行政サービスを実施しています。今後も、近隣の自治体との共同事務処理や広域連携事業などの推進により事務・事業の効率化を図っていく必要があります。さらに、市民の生活圏の拡大やニーズの多様化に対応した住民サービスの向上を図るため、新たな協定市町村の検討と併せて、新たな公共施設の広域相互利用協定の調印に向け検討していく必要があります。

市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて拡大し、行政区域を越えた広域的な都市間の連携と交流がますます重要となってきています。そのため、圏央道周辺の立地特性を活かした産業振興策や霞ヶ浦を活かした観光施策など、ポテンシャル*（潜在的な能力・魅力）を共有する関係組織や自治体などとの連携・強化を進め、協力して戦略的な施策の展開を図っていく必要があります。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・一部事務組合との連携については、消防署の統廃合や一部事務組合のあり方等に関する検討などを行いました。一部事務組合と連携している各種事業について、市での関与などについて十分検討を重ねながら、事業の充実と連携に向けた促進を図るとともに、適正な行政サービスの展開を講じていく必要があります。
- ・公共施設の広域相互利用協定は、合併により一時的に取り消されましたが、美浦村・阿見町・河内町とは再調印を行いました。旧東町が協定を結んでいた千葉県香取市（旧佐原市）と神崎町については再調印には至っていないため、今後、関係部署と施設利用や市民要望等について意見交換を実施し、相互利用を再検討する必要があります。
- ・防災分野においては、県防災情報ネットワークシステムの導入（全県一斉に実施）を行うほか、県内全自治体との防災協定の締結、民間企業との防災協定の締結を行いました。東日本大震災の教訓を踏まえ、県外自治体との防災協定についても検討し、大規模災害に備えた体制の確立を図る必要があります。
- ・利根川舟運地域づくり協議会や霞ヶ浦イキイキ化協議会において、霞ヶ浦を利活用した観光・交流に関する事業を実施しました。茨城県圏央道沿線地域産業・交流活性化協議会での各種PR事業を実施し、圏央道沿線自治体と連携した事業を実施しました。圏央道や霞ヶ浦などのポテンシャル*を活かした観光交流・産業振興策は、広域で取り組むだけでなく、積極的に自らの自治体でも魅力を磨いていく努力を継続的に行っていくことが重要です。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

消防・ごみ処理・し尿処理など、市単独よりも効率的・効果的に行政サービスが提供できるものについては、引き続き、一部事務組合によるサービスの提供を行います。

また、周辺市町村との相互の連携により市民サービスの向上に努めるとともに、広域的な危機管理の重要性に鑑み、県外自治体との防災協定の締結を推進します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|---------------------|--|-----------------|-----------------|
| 公共施設の広域相互利用協定締結市町村数 | 周辺市町村と広域相互利用協定を締結し、相互利用できる市町村の拡大を目標とする。 | 3市町村 | 7市町村 |
| 広域防災協定締結市町村数 | 周辺市町村と広域防災協定を締結することにより、災害時に相互に対応できる市町村の拡大を目標とする。 | 44市町村 | 50市町村 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 一部事務組合との連携

【10401】

消防やごみ処理、し尿処理など、一部事務組合に引き続き加入し、事業の促進を図るとともに、更なる連携を図ります。

広域的な取り組みの必要性が低いものについては、状況に合わせて見直しを行います。

2. 周辺市町村との相互協力

【10402】

市民生活の中で密接な関わりを持つ周辺市町村との相互の連携により、市民サービスの向上を促進します。そのため、市民の利用要望調査や担当部署の受け入れ体制等を踏まえ、新たな広域相互利用協定の調印に向け検討します。

広域的な危機管理体制の整備が重要であることから、災害時に相互に迅速な対応ができるよう、広域的防災システムとの連携を図りながら、県外の市町村とも防災協定締結を推進します。経2-2

圏央道や霞ヶ浦などのポテンシャル*（潜在的な能力・魅力）を共有する関係組織や自治体などと連携し、企業誘致活動の強化と観光交流活性化に努めます。

基本計画

稲敷市総合計画

5. 広報・広聴

現況と課題

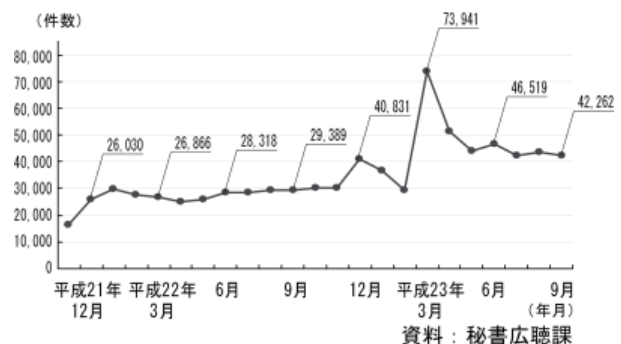
社会経済情勢の変化や市民の価値観が多様化する中、近年では、市民の行政情報開示を求める意識も高まり、情報の伝達から共有、そして双方向のやり取りへと広報・広聴の役割が変化してきています。本市では、これまで「広報稲敷」などの紙媒体のほか、ホームページ等を活用して、市政や市民生活に関わる情報の提供を行ってきました。

広報紙については、市民に対する説明責任や情報提供を行う上で最も重要な役割を担っており、月1回の発行により、市政や市民生活に関わる情報の提供を行ってきました。今後も、配布方法の工夫や広告等の掲載などにより広報業務にかかる事業費の節減に努めながら、市民にとってわかりやすく、親しみのある内容を提供していくことが大切です。また、電子媒体であるホームページについては、各課ごとに更新作業ができるシステムの導入など、即応性のある、親しみやすいホームページの運営に努めてきました。利用者が年々増加し、広報紙と併せて重要な役割を担っており、市からの情報の即時性がこれまで以上に強く求められています。

本市の広聴活動としては、広く市民からの意見を聞き、今後の市政運営の参考とするために、住民提案制度として市長への手紙を行うほか、市長が直接地域と意見交換を行う「ふれあい座談会」の開催などを実施しました。今後もこれらの事業を継続しながら、市民の意見を聞く機会の拡充を図っていく必要があります。

今後はより一層、市民の意見が行政運営に反映される、開かれた市政を実現するため、情報公開の推進により説明責任を果たすとともに、市政に対する興味・関心を喚起する広報活動の充実を図る必要があります。

【本市のホームページのアクセス件数】



前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・広報紙については、各課と積極的に連携をとり、わかりやすい用語への置き換えや写真を多用した紙面デザインの配慮など、親しみのもてる広報紙づくりに努めました。市民協働の観点でも有効な広報紙面への市民記者のコーナーをはじめ、様々な工夫とアイデアで、市民の身近な広報紙とすることに心がけていく必要があります。また、広報紙の配布については、ポスティング*の試験的実施を踏まえ、公共施設や商業施設への配置など、費用対効果を踏まえた配布方法を検討する必要があります。
- ・ホームページについては、ホームページデザイン等を一新させるとともに、「稲敷宝ブログ*」の開設、市長の部屋等のコーナーの新設など、興味を持ってもらえる工夫に努めました。今後は、ホームページが、常時見やすく、親しみのもてるよう適宜修正、変更等を随時行う必要があります。また、各課でホームページの更新がスムーズに行えるようシステムの運用に努めるとともに、各課で、積極的に事業紹介をするよう呼びかけを行う必要があります。
- ・広聴業務として、「市長の手紙」の充実に向け、市長への手紙の応募様式を、広報折り込みや市内の市関連施設への常時設置するとともに、ホームページリニューアルの際に、市民からの意見要望を受けられるように、専用メールフォームを作り、その運用を開始しました。また、市民がより参加しやすい形に変更した「稲敷ふれあい座談会」を実施し、従来の懇談会ではなく、市長が直接地域と意見交換を行う機会を提供しました。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

行政情報を市民に的確に伝えるため、見やすくわかりやすい広報紙発行やホームページ作成を目指すとともに、広報紙の配布やホームページ更新の迅速化・適正化に努めます。また、広報業務にかかる事業費の節減を図るため、企業広告の導入を推進します。

広聴業務については、「住民提案制度」の拡充に努めるなど、より手軽に市民が意見を述べられる環境づくりを推進します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-----------------------|---|-----------------|-----------------|
| 県広報コンクール入賞 | 広報紙の内容充実を図るため、県広報コンクールに参加し、特選に入賞することを目標とする。 | 入選 | 特選 |
| ホームページアクセス数 | ホームページのトータルページ*におけるアクセス数(月平均)20%増を目標とする。 | 40,000件 | 50,000件 |
| 市長が直接市民と意見交換を行う座談会開催数 | 市長が直接市民と意見交換を行う座談会の開催数を増やすことを目標とする。 | 13件 | 20件 |
| 行政情報提供への市民の満足度 | 広報紙、ホームページの充実により、広報活動に対する市民の満足度の向上を目標とする。 | 78.8% | 90.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 広報紙の充実

【10501】

多様化する市民ニーズに対応しながら、市民に親しまれ、だれでもわかりやすい「広報稲敷」の紙面づくりに努めます。

広報紙に企業広告の掲載を積極的に行い、広報業務の経費節減を図ります。

公民館などの公共施設を始めコンビニエンスストアやショッピングセンターなどの商業施設への配置など、区長配布では広報紙が受け取れない、地区の自治会に加入していない世帯等への行政情報の周知方法の拡充を図ります。

2. ホームページの充実

【10502】

多くの市民が、いつでも市の行政情報を得ることができるよう、モバイルサイトなど様々な機能を付加しながら、タイムリーで的確な情報を提供するホームページの充実を図ります。

市外に向けた市のPRのページ増設を図りながら、だれも見やすいホームページのデザインの工夫に努めます。

ブログ*、SNS*など利用者参加型のコミュニティサービスなど、技術革新や実用化の進展動向を踏まえ、ホームページの拡張を図りながら、市民とのコミュニケーション媒体として充実させていきます。

基本計画

稲敷市総合計画

3. 広聴業務の拡充

【10503】

市民提案制度である「市長への手紙」を引き続き実施し、広聴業務の拡充に努めます。インターネットを利用した投稿システムの構築などにより、市民が気軽に意見を述べる機会の拡充を図ります。

市長が直接市民と意見交換を行う市民懇談会や座談会については、継続して実施しながら、さらに充実した意見交換の場となるよう、内容の拡充を図ります。

第2章

市民が主体的に参画できるシステムをつくろう

—市民参画

- 1 市民協働の推進
 - 市民提案型システムの構築
 - 住民自治の推進方策の検討
- 2 市民活動の推進
 - コミュニティ活動の支援
 - 稲敷ボランティアネットワークの整備
 - ボランティア・NPO団体のリーダー育成
 - ボランティア・NPO活動の支援と拠点整備
 - ボランティア意識の普及・啓発
- 3 情報公開・個人情報
の保護
 - 行政情報の公開の推進
 - 個人情報の保護への取り組み強化
- 4 人権の尊重
 - 人権尊重の教育と啓発
 - 人権相談等の充実
- 5 男女共同参画
の推進
 - 男女共同参画社会の形成
 - 広報・啓発活動の推進
- 6 国際化・国際交流
 - 国際化への対応
 - 国際交流活動の支援
 - 姉妹都市交流の推進

基本計画

稲敷市総合計画

1. 市民協働の推進

現況と課題

平成 12 年に施行された「地方分権一括法」によって、中央集権のシステム（中央主導の画一的行政システム）から、身近な行政単位による地方分権のシステム（住民主導による総合的かつ個性的な行政システム）への変換が進められてきました。これにより、事務・権限が拡充され、地方自治体の裁量が拡大する反面、求められる責任も重くなってきています。

また、地方分権における地方自治は、住民の意思を尊重して民主的に行われることが重要であるだけでなく、住民参画や住民自治の積極的な推進が不可欠となっています。加えて、市民のまちづくりに対する意識が高まりを見せる中、市民が行政サービスの受け手としてだけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に対して自ら行動することが求められています。

このような状況の中で、本市は、地方自治の本旨である住民自治の確立を目指し、政策・計画・設計段階での積極的な市民参画を進めてきました。

近年、市民の市政への関心は高まりを見せており、「協働」の考え方は、さらに重要なものとなっています。「協働」の考え方をさらに拡大させ、市民と行政だけではなく企業や各種団体、NPO*等との新たな協働の仕組みづくりや、だれもが多様な手段で容易に提案でき、意見や情報の交換ができる仕組みづくりなどが求められています。今後は、更なる住民自治の確立を目指し、引き続き政策段階での積極的な市民参画を図りつつ、市民と行政の役割分担の見直し等を視野に入れながら、市民との協働により、安定的な自治体運営を推進していく必要があります。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・「稲敷市総合計画」をはじめとした各種計画づくりや、和田公園やリバーサイド公園などの各種ハード事業における設計の段階でも、住民の意見を広く取り入れ、事業を推進しました。パブリックコメント*制度についても、「稲敷市総合計画」や「稲敷市都市計画マスタープラン」などでも広く実施し、市民の意見を取り入れて実施しました。
- ・平成 19 年度から市民懇談会を開催しました。平成 22 年度からは、「稲敷ふれあい座談会」とし、市民から広く積極的な意見を求められるよう、より市民が参加しやすい環境づくりに努めました。
- ・市民参画手法の一つであるワークショップ*などについては、ファシリテーター*の育成など、市民の方々の意見を採り入れる手法の工夫や人材の育成が課題となっています。さらに、他市町村での事例等を研究しながら、計画づくりや施設設計、制度設計などにおける多様な住民参加手法を検討していく必要があります。
- ・まちづくり交付金を契機とし、空洞化が著しい江戸崎まちなか地区に歯止めをかけるまちづくり事業（笑遊館・蔵の改修など）を市民協働により実施しました。
- ・住民自治を促進するための制度（まちづくり基本条例、住民自治条例）については、調査研究が十分に進まず、その実現が課題となっています。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民と行政による協働・連携によるまちづくりを目指し、市民懇談会をはじめ、パブリックコメント*などにより、広く市民から意見を取り入れるとともに、まちづくりへの参画を促進し、市民参画による行政運営システムの確立を図ります。

また、住民自治の進展を目指し、「まちづくり条例*」などについての調査・研究を進めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|--------------|--|-----------------|-----------------|
| 住民自治推進方策の検討 | 住民自治の推進方策に関する調査・研究の実施を目標とする。 | - | 検討 |
| 市民参加への市民の満足度 | 市民協働の拡大と住民自治の確立を図るため、市民参加に対する満足度の向上を目標とする。 | 50.2% | 60.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 市民提案型システムの構築

【20101】

市民・企業・行政がそれぞれの役割分担の下で、協働・連携を図りながらまちづくりを進めることができるよう、市民意識の啓発・醸成に努めます。

市民から広く意見を求める機会として座談会などを充実させ、市民と行政とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

各種計画策定に伴う審議会などへの市民公募委員の参画やパブリックコメント*など、政策形成過程への積極的な市民参画を促進します。

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民の意見や提案を聴取する場を設けるとともに、市民が自らのまちづくりを考えるシステム（仕組み）づくりを進めます。

2. 住民自治の推進方策の検討

【20102】

地方自治の本旨である住民自治を推進していくため、「まちづくり条例*」や「自治基本条例*」などについての調査・研究に取り組み、その効果などを踏まえて、条例制定を検討します。 詳3-①

ボランティア・NPO*活動や地域コミュニティ活動について、また、これらの活動における市民と行政との役割分担や各地域の特性を活かした協働のあり方、新たな地域コミュニティなどについて、総合的に調査・研究を進めます。 詳1-① 詳1-②

詳1-③

基本計画

稲敷市総合計画

2. 市民活動の推進

現況と課題

市民・企業・行政の協働によるまちづくりを進める取り組みが全国各地で始まっています。

都市化や少子高齢化の進展などにより、地域のコミュニティが希薄化してきましたが、先の東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されてきています。

今後は、旧来の地域コミュニティの健全な発展を大切にしながらコミュニティの再構築及び充実を図り、連携と助け合いの新たな仕組みづくりや、世代・地域を越えた交流と協働による活動などを全市的に広げていくことが求められています。

一方、ボランティア活動に対する認識は、従来の「奉仕活動」から、社会の一員として活動に参加することで「自己実現を図る手段」へと転換しています。また、新たな社会的な課題の解決のために、社会貢献活動を展開し、個別化・多様化する市民ニーズに取り組むNPO*法人（特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人）の役割が重要となっています。

本市においては、主に福祉分野でのボランティア活動を行う団体が加盟するボランティア連絡協議会が平成17年5月に設立され、42団体（750人）が登録されたほか、平成23年5月にはボランティアセンターを設立し、ボランティアと市民のマッチング事業にも努めています。

今後は、これらの組織を活用しながら、福祉の分野だけでなく、環境や教育などをはじめ、様々な分野のボランティア団体のネットワーク化を図っていくことが重要です。また、行政とボランティア団体との関係は、従来の「支援」から「協働」へと移行しつつあることから、今後は適切な役割分担の下に、相互に連携しながら、多種多様な市民ニーズに対応していくことが期待されています。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・福祉関係の市民活動については、ボランティアセンターの設置や稲敷市ボランティア連絡協議会の運営などを社会福祉協議会で行っています。また、生涯学習関係の市民活動については、ボランティアやリーダーバンクなどへの登録制度の確立及び情報発信などを行っています。さらに、全市民を対象とした清掃作業「環境美化の日」「霞ヶ浦清掃大作戦」を市内一斉に実施しています。
- ・ボランティアについては、福祉部門のセクションにおいて、主なボランティア推進体制を整備していますが、ボランティアはあらゆる分野にまたがるため、他の分野も含めた総合的なボランティア推進体制が求められており、本市で活動しているボランティア、NPO*等活動団体を把握するとともに、市全体として体制の一本化やそれらを統括する庁内の部署の構築（部署の明確化）が必要となっています。
- ・地域を対象としたコミュニティ活動については、「集落集会施設整備事業」として、行政区の地域コミュニティ活動拠点に対する助成事業を実施した他、財団法人自治総合センターが実施している、コミュニティ助成事業に対する広報などを行いながら、地域の交流活性化に努めています。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

東日本大震災を契機にコミュニティの重要性が再認識されつつあることから、社会情勢の変化に伴い希薄となったコミュニティについては、既存の行政区組織を中心とした再構築及び充実を図り、すべての市民が自主的かつ自立的に運営できるコミュニティ活動を目指した支援に努めます。

また、市民活動については、本市のボランティア・NPO*活動の指針となる基本方針を定め、ボランティアネットワークの整備、活動団体の育成・強化に努めるとともに、ボランティア・NPO*活動の支援と活動拠点の整備、ボランティア意識の普及・啓発に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-------------------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 地域における交流・コミュニティ活動における市民の満足度 ③3-① | コミュニティ活動の活性化を図るため、市民の交流・コミュニティ活動に対する満足度の向上を目標とする。 | 56.5% | 65.0% |
| 地域担当制の導入 ③3-① | 普通の業務とは別に、地域の担当として地域住民と密接に関わる地域担当制の導入を目指す。 | | 導入 |
| 事業提案制度の導入 ①1-② | 地域の課題を市民の視点や発想から解決し、市民生活の向上を図る事業提案制度の導入を目指す。 | | 導入 |
| コミュニティ活動の支援を集約できるセンターの設置 ①1-① | コミュニティ活動の支援を集約できるセンターの設置を目標とする。 | | 設置 |
| 稲敷市ボランティアセンターの登録者数 ①1-③ | 稲敷市ボランティアセンターに登録者数の拡大を目標とする。 | 809名 | 1,000名 |
| 環境美化の日・霞ヶ浦清掃大作戦への参加人数 | 全市的な市民活動に位置づけ、市内全世帯からの参加を目標とする。 | 20,000人 | 30,000人 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. コミュニティ活動の支援

【2021】

既存の行政区組織を中心に、日常的に行政区同士・行政区と行政とが双方向で情報交換・共有化を図り、有事・災害の際にも地域住民の信頼と連携、相互協力のもと自主的・自立的なコミュニケーションが展開されるよう努めます。

地域における自主的なコミュニティ活動を促進するため、既存の公共施設を活用したコミュニティ活動の場の提供や機能の充実を図るとともに、コミュニティ活動に関する情報の提供や相談などの支援を行い、有事・災害の際にも機能しうる地域コミュニティの再生を目指します。①1-①

地域のまちづくりや市民協働に関する専門的なセクションを設立させ、地域担当制や事業提案制度などを導入し、調整機能の強化・推進体制の充実を図ります。

①1-② ③3-①

基本計画

稲敷市総合計画

2. 稲敷ボランティアネットワークの整備

【20202】

本市のボランティア・NPO*活動に関する基本的な指針となる「(仮称)稲敷市ボランティア・NPO*等活動推進基本計画」を策定し、まちづくりにおけるボランティア・NPO*の位置づけや役割分担などを明確にします。

協働によるまちづくりを積極的に推進するため、市民・企業・行政の3つの立場に加え、NPO*を含めた各種団体の連携・協働関係の確立に努めるとともに、既存のボランティア連絡協議会をはじめ、様々な分野のボランティア団体を加えた「(仮称)稲敷市ボランティアネットワーク協議会」に再編し、ボランティア団体相互のネットワーク化を図ります。

広域的なネットワークを促進するため、大好きいばらき県民会議などに参画し、情報交換や交流の促進を図るとともに、市民がボランティア活動を行う上で必要となる行政情報やまちづくりに関する情報の提供に努めます。

3. ボランティア・NPO*団体のリーダー育成

【20203】

地域住民における主体的・自主的な地域づくりの取り組みを担う人材の育成に努め、『いなしきリーダーバンク』『ボランティアセンター』などへの登録を推進します。

ボランティア・NPO*活動を活性化させるため、組織の核となるボランティアリーダーやコーディネーターの育成を図り、円滑な運営を支援します。

市内で活動するボランティア団体が、より安定的な基盤の下に活動を推進できるよう、NPO*法人認定取得に対する支援に努めます。

4. ボランティア・NPO*活動の支援と拠点整備

【20204】

登録ボランティア情報とボランティア活動の依頼情報を集約した「稲敷市ボランティアセンター」を中心に、ボランティア・NPO*活動への参加者が活動しやすい拠点の充実を図ります。詳1-3

「環境美化の日」や「霞ヶ浦清掃大作戦」などへの支援により、市民だれもが気軽に参加できるボランティア活動の拡大を図ります。また、地域における自主的な清掃活動の支援を行います。詳1-3

地域活性化の新たな主体としてボランティア・NPO*団体など位置づけ、庁内の各部署が連携して啓発・研修事業を各世代に対して行いながら、だれもが気軽に活動に参加できるよう、地域社会へ関わる機会の創出を図ります。

5. ボランティア意識の普及・啓発

【20205】

ボランティア活動への参加意識を醸成するため、各種講座の開催やワークショップ*、体験学習を通じた、ボランティア・NPO*活動の情報や機会の提供に努めます。

広報稲敷の「社協のひろば」や社会福祉協議会ホームページなどを活用して、ボランティア・NPO*活動に関する情報の集約及び提供を行います。

学校教育においては、総合的な学習の時間や教科教育と適切に組み合わせながら、体験活動を通じた教育プログラムを充実させるとともに、児童生徒のボランティア活動に対する理解を深め、意識啓発に努めます。

3. 情報公開・個人情報の保護

現況と課題

地域の自主性や自立性を高める改革が本格的な広がりを見せる中、市民の理解と協力のもと、透明性と公平性を確保した、開かれた行政運営により、市民と行政がお互いに信頼しあう関係を高めていくことが求められています。そのため、個人情報の保護や行政文書の適正な管理に努めながら、適正な「情報公開制度」の運用により説明責任を果たしていくことが必要です。

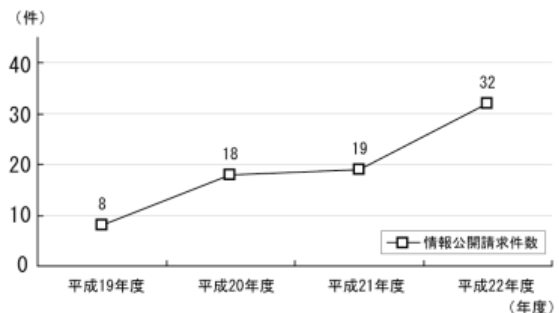
個人情報保護において、市民の大切な個人情報を守るとともに、情報の取り扱いを公平に行うためには、日常業務の中での情報管理を厳格に行うことが重要です。平成17年に制定した個人情報保護条例にのっとり、適正な情報管理に努める必要があります。また、職員一人一人の意識の向上と各部署での個人情報に対する管理・責任体制を明確にする必要があります。

税情報については、基本的には「地方税法」などの上位法令や市の条例により、税情報の公開・保護に対し、的確に対応・処理しています。

戸籍や住民基本台帳の情報は、個人情報保護の観点から適切な運用を図っているところです。

平成20年5月に住民基本台帳法が一部改正され、各種証明書の交付時における本人確認、交付される場合が限定されるようになったことを受けて、個人情報の不当な閲覧の防止に努めています。

【情報公開請求件数】



資料：総務課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・情報公開制度の周知と、市民が利用しやすい情報公開制度の運用については、ホームページ及び広報紙への掲載等による周知、いばらき電子申請・届出サービスを活用しインターネットによる情報公開請求を実施しました。
- ・個人情報の保護への取り組み強化については、茨城県主催による「個人情報保護に関する研修会」への参加などを通じて、情報保護に関する取り組みの充実を図りました。
- ・個人情報保護のためのセキュリティ強化については、すべてのネットワークにおけるパソコンのパスワードによるセキュリティ強化、記録メディア利用時の申請方式による使用の制限、情報技術・セキュリティ推進員会議での職員への意識改革及び講習、委託業者への管理強化などに取り組みました。
- ・住民情報の適正管理を図るため、毎年住基ネットセキュリティー会議を開催し、個人情報保護への意識と認識の徹底を図っています。また、システム管理についてもパスワード管理を徹底し、個人情報の保護に努めました。
- ・職員一人一人が行政情報の適切な取り扱いを理解することが大切であり、引き続き県などが実施する研修会への参加や庁内での研修会を実施するとともに、様々な事例に対応ができるよう、事案研究を重ねながら協議検討し、更なるセキュリティーの強化を図る必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民と情報を共有することにより市民の意見をまちづくりに活かし、透明性の高い開かれた市政を進めるとともに、情報公開の一層の推進と、市民が利用しやすい情報公開制度の確立に努めます。

また、市民のプライバシーが確実に守られるよう、すべての職員の意識向上を図り、個人情報の適正な管理に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|---------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 公開している審議会の割合 | 本市の審議会のうち、一般市民に公開する審議会の割合100%維持を目標とする。 | 100% | 100% |
| (仮称)戸籍・住民基本台帳セキュリティガイドの作成 | IT化の進展に伴う行政情報のセキュリティの強化を図るため、職員が情報を適正に取り扱うことができるセキュリティガイドの作成を目標とする。 | - | 作成 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 行政情報の公開の推進

【20301】

市民の知る権利の保障と行政の説明責任を果たすため、積極的に行政情報の公開を行います。

情報公開条例に基づく開示請求の有無にかかわらず、行政情報を迅速かつ的確に市民に提供します。

開かれた市政を実現するため、審議会などの会議の公開を進めます。

情報公開制度の周知と、市民が利用しやすい情報公開制度の運用に努めます。

情報の公開における公平性を確保するため、法令等に沿った的確な判断のもと、情報の公開を行います。

2. 個人情報の保護への取り組み強化

【20302】

市民のプライバシーが侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、個人情報保護に関する研修を実施するなど、職員の教育を徹底し、情報管理システムの強化に努めます。

個人情報の保護に関する意識の向上に努め、職員一人一人が自覚と責任のもと情報を適正に管理するとともに、個人情報保護の観点からパスワードや委託業者などの管理を強化し、より一層のセキュリティ強化に努めます。

個人情報の運用と保護のバランスを基準に、住民基本台帳の「不正閲覧」の防止対策に努めつつ、「(仮称)戸籍・住民基本台帳セキュリティガイド」を作成します。

4. 人権の尊重

現況と課題

我が国では「日本国憲法」において、すべての国民の基本的な人権を保障しており、法の下での平等をうたっています。平成9年に「人権擁護施策推進法」が施行され、続いて平成12年には「人権教育・啓発推進法」が施行、同法に基づき、平成14年に「人権教育・人権啓発に関する基本計画（法務省）」が策定され、具体的な取り組みが図られているところです。

しかし、今日においても、同和問題、子どもの人権、高齢者の人権、女性に対する差別、障がい者や外国人に対する差別問題など、様々な人権侵害が存在しています。また、人権問題の重要課題は「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「ハンセン病、HIV感染症等」「刑を終えて出所した人」など多岐にわたっており、個別の問題に対応しつつも、人権の視点で普遍的な取り組みを行う必要があります。

本市においても、国・県などの状況を見極めながら、人権問題への対応を図っていく必要がありますが、人権に関する啓発活動は形骸化の傾向にあり、行政主導にかたよりがちで、市民一人一人が自分自身の問題としてとらえていないのが現状です。今後は、茨城県人権啓発センターや市人権擁護委員との連携を図りながら、人権侵害行為に対する相談・救済方法などについて、更なる啓発を図る必要があります。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・防災無線による放送や街頭キャンペーンによる啓発物品の配布、児童生徒を対象とした啓発物品の配布、作文の募集を行うなど人権尊重の啓発に努めました。法務省における強化週間における相談の実施について市広報紙に掲載し啓発に努めました。
- ・人権相談と心配ごと相談については、原則毎週共同で実施し、同一時間・場所で対応し相談者が利用しやすい体制で実施しました。
- ・人権擁護委員・保護司・更生保護女性の会など活動している団体への補助金を交付するとともに、団体の育成・強化に向け、助言・指導しながら活動を支援しました。
- ・学校においては、児童生徒の発達段階や地域の実状に応じて、各教科、道徳、特別活動など、学校教育全体を通じ、人権尊重の意識を高めるとともに、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育む教育が、人権尊重の精神をかん養していくとの観点から、人権教育の推進体制の充実を図り、豊かな人権感覚や人権意識の醸成に努めました。さらに、教員や職員を対象にした講演会と市民を対象にした講演会を開催するなど、教職員も含めて学校ぐるみで、人権の尊重に関わる取り組みを実施しています。
- ・社会教育の事業においては、一人一人が自分自身の問題として、人権尊重の理念について理解を深めるものとなっていないため、今後は、指導者の育成・強化が課題となっています。
- ・そのため、指導や助言のできる指導者の育成のため、県人権啓発推進センターの講師等を派遣し、家庭教育学級・生涯学習関係などの学習機会において、人権に関する研修会を行い指導者を育成するとともに、より効果的な啓発活動と地域住民の交流活動を促していくことが必要になっています。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

差別や偏見のない明るい地域社会を構築するため、あらゆる学習機会を通して、市民、児童生徒の人権感覚や人権意識、人権課題に対する正しい理解と認識を醸成するとともに、国・県・団体などとの連携のもと効果的な啓発活動を推進します。また、相談したい市民が利用しやすいよう、人権相談の充実に努めるとともに、人権擁護委員・保護司・更生保護女性の会の支援に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|--------------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 犯罪・非行の防止と更生援助街頭広報活動の実施回数 | 「犯罪・非行の防止と更正援助」街頭広報活動の継続を目標とする。 | 1回/年 | 1回/年 |
| 人権問題講演会の開催回数 | 市民を対象とした人権問題に関する講演会の継続開催を目標とする。 | 2回/年 | 2回/年 |
| 人権教育などに対する市民の満足度 | 人権教育・人権相談などの充実に對する市民の満足度の向上を目標とする。 | 66.8% | 75.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 人権尊重の教育と啓発

【20401】

地域社会の協力のもと、広報紙やホームページの活用、人権問題講演会、人権問題研修の開催など、人権に関する啓発活動を効果的に行います。

学校教育や社会教育における学習機会を通して人権教育を推進するとともに、人権課題に対する正しい理解と認識の醸成を促進します。

2. 人権相談等の充実

【20402】

人権問題について相談したい市民が利用しやすい相談体制の整備など、人権相談の充実に努めます。

健全な社会を構築する活動を推進する人権擁護委員・保護司・更生保護女性の会など、各種団体に対し、その活動を支援します。

同和問題は、依然として人権侵害の事例が見受けられることから、問題解決に向けた支部単位の活動に対して支援を図ります。

生活相談を開催し同和関係者の就労促進に努めます。

5. 男女共同参画の推進

現況と課題

少子高齢化の進展、社会経済の低迷、失業者や非正規労働者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、豊かで活力に満ちた社会を築くためには、男女が互いに人権を尊重し合い、性別や世代にかかわらず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、法律や制度の上では男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。また、平成22年12月に、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、10の重点項目を掲げ、実効性を高めるために、項目ごとに具体的な成果目標を示すなど、積極的な取り組みが図られています。

しかし、社会通念や慣習による固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女の多様な生き方が認められにくい状況はなかなか解消されていません。こうした固定的な意識から男女ともに解放され、だれもが生き生きと、個性や能力を発揮できる社会を実現するためには、女性の政策・方針決定過程への参画、男性の家庭や地域への参画などが望まれています。今後あらゆる分野において男女の人権が尊重され、共に参画できる社会の実現に向けた施策を継続的に推進していく必要があります。

本市においては、平成17年11月に「稲敷市男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画意識の啓発と男女共同参画社会の形成を推進するための学習・研究に取り組みました。その後、平成19年3月に「稲敷市男女共同参画計画」を策定しました。

本市の男女共同参画計画は平成23年度で5年を経過し、また、国・県においては、平成23年度より新計画期間に移行しました。これを受けて本市の計画についても国・県に準ずる形で見直しを行い、社会情勢に対応した男女共同参画社会を実現していく必要があります。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・平成17年11月に「稲敷市男女共同参画推進協議会」を立ち上げ、平成18年2月には「市民意識調査」を実施しました。調査の結果と推進協議会からの提言をもとに現状と課題を検討し、「男女共同参画審議会」を設置し推進体制を整え、平成19年3月に「稲敷市男女共同参画計画」を同年4月に、「男女共同参画推進条例」を策定しました。
- ・「稲敷市男女共同参画推進計画」に基づき、関係各課で推進・啓発事業を実施し、その実施状況調査をもとに審議会を開催しました。また、フォーラムや講座などの啓発事業を開催しました。
- ・「稲敷市男女共同参画推進計画」を策定したものの、計画の進行管理や意識啓発については、十分とは言えず、計画の周知から啓発事業の積極的な展開が求められています。
- ・DV*等の相談は専門の相談員がいないため、職員が対応している状況ですが、相談員として研修を受ける機会がなく、被害者に対し十分な支援ができていない点が課題となっています。
- ・啓発活動や関係機関との連携体制の強化も課題となっています。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

そのため、男女共同参画に向けた施策を総合的に推進するとともに、男女共同参画意識の啓発や学習支援、広報活動を推進します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 市の審議会などにおける女性委員の割合 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を目標とする。 | 12.3% | 30.0% |
| あらゆる分野で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 | 男女平等意識の啓発を図り、あらゆる分野で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合の向上を目標とする。 | 65.2% | 70.0% |
| 男女平等意識づくりのためのシンポジウム・講演会の開催回数 | 男女平等意識を高めていくため、全市民を対象としたシンポジウム、講演会などの開催継続を目標とする。 | 1回/年 | 1回/年 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 男女共同参画社会の形成

【20501】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を目指し、審議会などへの女性の積極的登用を図るとともに、職員において指導的地位の女性が占める割合の拡大を目指します。男女の仕事と家庭生活・地域活動との両立を図るため、男性の長時間労働の抑制等により、家事・育児・介護への参加を促すための支援体制の充実（男性対象講座の開催等）や職場環境の改善を促します。

女性の経済的・社会的地位の向上を目指し、就業や社会参加に対する平等の確保と支援体制の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた施策の展開に努めます。

女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、暴力防止のための啓発や相談窓口の充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、配偶者の暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント*やストーカー行為など、あらゆる暴力行為を容認しない環境づくりを目指します。

「稲敷市男女共同参画計画」の進行管理を行い、社会情勢を踏まえながら、計画的な見直しを行います。

2. 広報・啓発活動の推進

【20502】

市民の男女共同参画に関する意識の高揚に努めるとともに、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識づくりのためのシンポジウム・講演会・フォーラムの開催など、啓発活動を推進します。

広報紙やホームページなどへ男女共同参画に関する記事やお知らせを掲載し、男女共同参画を推進する市民団体と協働して、市民の男女平等意識の啓発を図ります。

6. 国際化・国際交流

現況と課題

企業や農業分野における外国人研修生の受け入れなどにより、現在、市内に在住する外国人は853名（平成23年4月1日現在）で、本市総人口の約1.8%が常住しています。

総人口に占める外国人の割合が少ないこともあり、本市の現状としては、異なる国籍の市民同士の交流の場もなく、情報提供も十分には行き届かない状況です。今後は、このような外国人が地域の中で、稲敷市民として安心して暮らせるよう、情報提供の機会の拡大や交流機会の創出が必要になっています。また、それぞれの文化を尊重しながら相互理解を図っていくことも重要です。

本市では、異文化や習慣に触れ、国際感覚を養うとともに、広い視野から地域社会や国際社会を理解できる人材を育成するため、姉妹都市交流を進めています。平成2年にカナダ・サーモンアーム市と姉妹都市提携（当時は東町）を行い、親善大使の派遣や親善訪問団の受け入れなど、姉妹都市交流を毎年実施しながら、特色あるまちづくりのひとつとして取り組んできました。国際交流に関わる民間団体として、「稲敷市姉妹都市交流委員会」と「稲敷市日中友好協会」の2つの団体が活動しており、市民レベルでの国際交流が進められています。

「稲敷市姉妹都市交流委員会」はサーモンアーム市との交流に関する活動として、市と共同で広報紙「姉妹都市」を発行し、各公共機関に配置するほか、市内の小学校6年生から中学3年生全員に配付しています。また、「稲敷市日中友好協会」では日中両国民の相互理解と友好を深めるための活動を行っています。

市内では外国人の支援を行うボランティア団体もあり、近隣地域に在住している外国人に日本語を教える活動などを行っています。今後も市民と行政の協働のもと、更なる国際交流の推進を図っていく必要があります。

国際交流活動団体の概要

| 団体名 | 活動内容 |
|-------------|--|
| 姉妹都市交流委員会 | 姉妹都市派遣事業、ホームステイ受入事業など稲敷市の実施する幅広い姉妹都市（サーモンアーム市）との活動に協力し、民間交流活動を展開しています。 |
| 稲敷市日中友好協会 | 筑波大学の留学生や市内に生活する中国の方々との交流活動や中国への訪問団派遣などの活動を行っています。 |
| 日本語サークルかぼちゃ | 毎週水曜日、昼と夜の2回、市内及び近隣に住む外国人を対象に、日常会話を中心とした日本語を教えています。 |

資料：企画課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・稲敷市と姉妹都市提携を結んでいるサーモンアーム市（カナダ・ブリティッシュコロンビア州）へ、市内の中学生・高校生を派遣する稲敷市姉妹都市交流派遣事業を「稲敷市姉妹都市交流委員会」の協力のもと実施しています。
- ・市内の中学校、高校にホストファミリーを募集し、カナダ・サーモンアーム市からの中高生にホームステイしてもらおうサーモンアーム市親善使節団受入事業を実施しています。さらに、広報紙「姉妹都市」を発行し、これらの事業を広く周知しながら、事業の充実を図ってきました。
- ・言語指導ボランティアなどの協力による日本語サークルの実施に対する支援などを行ってきました。国際交流に関する事業は、ボランティアに近い形での活動が中心となっているため、運営面で安定性に欠ける点が課題となっています。加えて、異なる文化的背景を持つ市民一人一人の相互理解を図っていくため、広報活動などによる積極的な情報提供を行っていくことも課題となっています。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

地域の国際化に対応し、市内在住の外国人が暮らしやすいまちを目指した支援を進めます。

また、本市における異文化交流を促進するため、交流や情報提供の場を創出するとともに、市民の国際交流への積極的な参加を支援します。

さらに、国際化の時代潮流にあわせた意識改革と人材育成を図るため、青少年の派遣や受け入れなど、国際交流活動を促進します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-----------------------|---|-----------------|-----------------|
| 国際化・国際交流に対する市民の満足度 | 国際交流の推進を図るため、国際化・国際交流に対する市民の満足度の向上を目標とする。 | 47.9% | 60.0% |
| 市内外国人を対象とした各種講座への参加者数 | 市内外国人を対象とした各種講座に参加した人の人数の増加を目標とする。 | 16人 | 30人 |
| 国際交流の輪の創出回数 | これまで姉妹都市交流に参加してきた青少年の交流の場の創出を目的とする。 | - | 創出 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 国際化への対応

【20601】

外国人の暮らしやすい環境づくりのため、公共施設などの外国語表示や生活に必要な情報の発信などに努めます。また、周辺自治体と連携を図り、広域的な国際化への対応を図ります。

市内に在住する外国人が安心して安全な日常生活を送ることができるよう、相談体制や支援体制の充実を図ります。

2. 国際交流活動の支援

【20602】

生涯学習講座や国際交流における地域活動においては、異文化交流の促進を図るため、地域住民が指導者として参加する講座の開設を目指すとともに、市内在住の外国人が指導者となった日本人向けの講座の開設を検討します。

言語指導ボランティアなどの協力を得て、市内外国人を対象とした日本語講座などの開催を支援します。

3. 姉妹都市交流の推進

【20603】

本市の次世代を担う中・高生の国際理解の醸成と国際化に向けた人材育成を図るため、市内在住の中・高生を対象にサーモンアーム市へ青少年親善大使派遣団を派遣（ホームステイ）します。

サーモンアーム市の中・高生を対象に受け入れ事業を推進します。また、次世代を担う両市の中・高生を中心とした交流促進と国際感覚の醸成を図るため、交流活動を引き続き実施します。

「稲敷市姉妹都市交流委員会」と共同で発行する広報紙「姉妹都市」やホームページなどにより、市民に姉妹都市との交流状況や成果を周知し、市民への国際交流に対する意識の啓発を図ります。

市内の国際交流に関わる人たちや、これまで姉妹都市交流に参加してきた青少年の交流の場を創り、市民の国際交流活動の継続を目指すとともに、国際交流の輪を広げます。

第3章

稲敷文化を創造する人を育てよう・しくみをつくろう

—教育・文化

- 1 幼児教育
 - 総合的な幼児教育の推進
 - 幼児の発達に応じた指導の充実
 - 幼稚園等における子育て・家庭教育の推進
 - 幼・保・小連携教育の推進
- 2 義務教育
 - 総合的な義務教育の推進
 - 家庭・地域・学校の連携による教育の推進
 - 確かな学力を身に付けた“いなしきっ子”の育成
 - 豊かな心と健やかな体を持つ“いなしきっ子”の育成
 - 質の高い教育環境の整備
- 3 生涯学習の推進
 - 各種講座・教室の充実
 - 市民の生涯学習活動の支援
 - 公民館施設の設備充実と利用度向上
 - 図書館サービスの充実
- 4 スポーツの振興
 - 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
 - 生涯スポーツ施設の整備及び維持管理
 - 利用度向上と広報・啓発活動
- 5 歴史・文化
 - 芸術・文化活動の支援と啓発
 - 稲敷の歴史・文化の継承
 - 文化財保護の推進
- 6 青少年健全育成
 - 青少年対策の充実
 - 若者の自立支援の推進

基本計画

稲敷市総合計画

1. 幼児教育

現況と課題

平成 19 年「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」が改訂され、平成 21 年度以降は、これらに基づく保育が市内の幼稚園、保育園、認定こども園において全面実施されています。「幼稚園教育要領」においては、幼稚園における子育て支援の充実が明確に示されており、同要領に基づいた幼児教育が進められています。

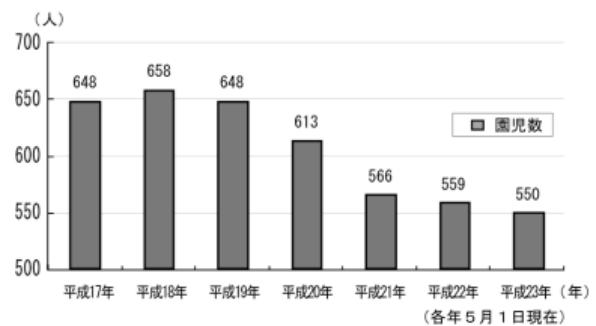
また、平成 22 年 11 月には、文部科学省の幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議において「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」が答申されました。答申においては、幼児期の終わりから児童期（低学年）にかけて「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）の育成の重要性が示されています。今後、この幼・保・小連携は、幼保連携型の認定こども園の円滑な運営や小一プロブレム*の解消のために、極めて重要な視点であることから、今後も積極的に推進していく必要があります。

さらに、国ではこれまでとは別のまったく新しい子育てのシステムとして「子ども・子育て新システム」の構築を目指した検討を進めており、幼稚園・保育園・認定こども園すべてを一体化した「こども園（仮称）」への移行などが検討されており、これらの動向を的確に見極めながら、本市の幼児教育を進めていかななくてはなりません。

本市においては、これまで、幼稚園などの教育機能の強化・拡大、家庭・地域社会の教育力の再生・向上、幼児教育を支える基盤の強化に努めてきました。その中でも、幼児教育を支える基盤として、就学前の教育・保育の一体的な整備を図るため、平成 21 年度に江戸崎幼稚園、江戸崎第一保育所、江戸崎第二保育所を統合し、幼保連携型の認定こども園として「認定こども園えどさき」を開園したところです。

今後は幼稚園児、保育園児という枠を超えた「幼児教育」という視点での適切な教育を推進するため、幼児の発達に応じた保育の工夫・改善により教育内容を充実し、職員の資質の向上を図っていく必要があります。また、幼稚園、認定こども園が地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たせるように、機能・体制の充実について検討し、一層の取り組みを推進していく必要があります。

【市内幼稚園の園児数の推移】



資料：学校基本調査

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・平成 23 年度に策定した「稲敷市教育振興基本計画」に本市の幼児教育の総合的な方針を盛りこみました。今後は、計画に基づき幼児教育の充実を図っていく必要があります。
- ・幼児の発達に応じた教育を推進するため、職員研修、戸外体験活動、ブックスタート事業*などを推進してきました。今後もこれらの事業の充実を図り、幼児期の健やかな発達を支援していく必要があります。
- ・幼稚園における家庭教育の支援については、各幼稚園において実施してきました。今後は幼稚園において、幼児教育の拠点としての機能充実を図り、家庭教育の支援に努めていく必要があります。
- ・幼保連携教育として、江戸崎幼稚園、江戸崎第一保育所、江戸崎第二保育所を統合し、幼稚園・保育所双方の機能を併せ持つ、認定子ども園を整備しました。今後は、幼保小連携の充実を目指し、幼保一体化、一元化を目指していく必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要なものであることから、幼児教育の総合的指針として「稲敷市教育振興基本計画」に幼児教育のビジョンを位置づけ、地域の特色や実状にあった総合的な幼児教育を推進します。また、幼児の発達に応じた指導の充実に努めるとともに、幼稚園を幼児教育の拠点と位置付け、幼稚園等における子育て、家庭教育を推進します。さらに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した連携教育を目指します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 読書の楽しさと出会う機会の創出回数 | 幼児期からの積極的な働きかけにより、幼児の読書活動の充実を目標とする。 | 3~11回/年 | 22回/年 |
| 戸外体験活動の回数 | 幼児の戸外体験活動の実施を目標とする。 | 4回/年 | 4~5回程度/年 |
| 保育参加の実施回数(休日も含む) | 幼稚園などにおいて実施している保護者等の保育参加の拡大を目標とする。 | 6回/年 | 8回/年 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 総合的な幼児教育の推進

【30101】

本市における幼児教育の総合的な指針を「稲敷市教育振興基本計画」に位置づけ、幼児教育の全体の枠組みについての具体的な方針などを定め、総合的な視点での幼児教育を推進します。 人1-2

入園を希望する幼児の円滑な就園を図るため、受け入れ体制の整備や教育内容の充実を図ります。

2. 幼児の発達に応じた指導の充実

【30102】

職員研修をはじめ、保育実践や保育研究、特定課題研究などを通して、本市の特性に応じた指導が進められるよう研修を推進します。

地域の人材を活用した戸外体験や自然体験活動などの充実を図るとともに、幼稚園における異年齢交流を推進します。

指導主事などによる訪問指導や助言を受け、課題解決に向けた教育内容の充実を図ります。

幼児期における道徳性の発達を促すため、心の教育を推進します。

ブックスタート事業*や読み聞かせの奨励などと連携し、幼児からの読書活動の推進を図ります。

基本計画

稲敷市総合計画

3. 幼稚園等における子育て・家庭教育の推進

【30103】

幼稚園の持つ機能を活かし、子育て情報の提供、講演会・講座の開催を実施します。また、就園児だけでなく、未就園児やその保護者などを含めた幅広い事業の展開に努めます。

幼稚園などを幼児教育の拠点と位置づけ、教育相談機能や交流機能・研修機能などの充実を図ります。

家庭での教育のあり方の見直しを図り、基本的な生活習慣や学習意欲の向上を促すため、家庭・地域・教育機関の連携により、幼児期における家庭教育の啓発活動を推進します。 **人1-①**

4. 幼・保・小連携教育の推進

【30104】

幼児期から児童期にかけての教育のあり方を見直し、子どもの成長・発達を幼・保・小連続した流れの中でとらえた、教育・保育に関わる連携教育の調査・研究を進めます。 **人1-②**

国の動向を把握しながら保護者のニーズに柔軟に対応し、幼保一体化・一元化を推進します。



戸外体験活動

2. 義務教育

現況と課題

我が国における教育を取り巻く現状を見ると、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の進展やグローバル化による国内外の競争が激化しており、未来に向けての教育の役割はますます高まっています。このような状況の中で、学校教育では、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体力」の調和を重視する「生きる力」を育むことが求められています。

また、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの進行など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力が低下していることや、子どもが将来への目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが難しくなりつつあることが指摘されています。本市の児童生徒にも、学力・体力の向上、学ぶ意欲の向上、不登校児童生徒の解消、特別な支援を要する児童生徒への対応など時代を反映した様々な課題がみられます。

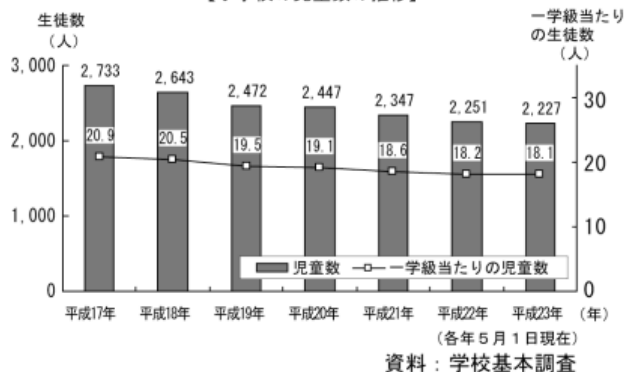
本市においては、このような状況に対応するため、子どもたちが夢を持って健やかに成長できる環境づくりを推進するとともに、確かな学力の定着や社会の変化に対応した多様な教育の展開、心の問題への対応、児童生徒の安全対策の強化など、教育全般の抜本的な改革を推進していく必要があります。

学校給食については、本市の児童生徒に平等かつ安全な給食を提供するため、運営方法の統一化を図るとともに、栄養教諭や栄養職員の活用による食に関する指導の充実を図っているところです。また、現在課題となっている給食費の未納者対策を推進していく必要があります。

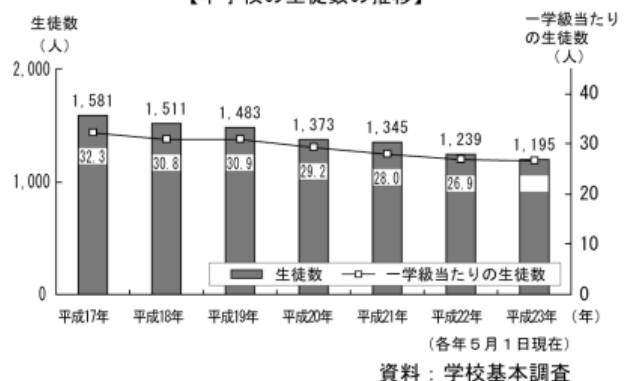
一方、本市における児童数は、昭和33年の7,115人をピークに徐々に減少し、平成23年5月現在で2,227人とピーク時の3分の1以下になり、平成18年度の2,643人と比較しても「-15.7%」の減少率を示しています。すでに市内の小学校においては、複式学級*により対応している学校もあり、今後の児童数の推移からも、少子化問題が早期に解消される見込みはありません。

児童生徒が適切な環境で学校教育を受けるためには、統廃合により学校の適正規模を確保する必要があり、「稲敷市学校再編整備実施計画」を踏まえ、学級編制基準など状況の変化を注視し、計画的な再編を推進していく必要があります。

【小学校の児童数の推移】



【中学校の生徒数の推移】



基本計画

稲敷市総合計画

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・平成 23 年度に教育部門の総合的指針となる「稲敷市教育振興基本計画」を策定しました。今後は同計画に基づき、総合的な義務教育施策を推進していく必要があります。
- ・平成 18 年の「教育基本法」の改正や新学習指導要領に基づき、「生きる力」を育む基本理念のもと、知識や技術の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視した教育を推進してきました。
- ・確かな学力の定着を図るための教職員の指導力の向上、基本的な生活習慣や学習習慣の定着のための家庭の教育力向上、地域の教育力向上に向けた取り組みを進めてきました。
- ・障害のある幼児、児童生徒の相談支援体制の充実については、専門員が配置されている保健センターとの連携を図りながら様々な相談に対応できる体制づくりを推進してきました。今後も知・徳・体の調和のとれた“いなしきっ子”の育成、豊かな心と健やかな体の育成充実を図っていく必要があります。
- ・少子化による児童生徒数の減少等に対応し、児童生徒が適切な環境で学校教育を受けることができるよう、平成 21 年度に「稲敷市学校再編整備実施計画」を策定し、平成 31 年度までの学校再編スケジュールを示しました。質の高い教育環境を確保するため、地域の実状を反映しながら適切な再編を図っていく必要があります。



田植え体験



交流事業

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

時代の変化に的確に対応し子どもたちの夢と希望を育て、自らの未来を拓いていく力、「生きぬく力」を醸成するため本市の教育に関する総合的な指針である「稲敷市教育振興基本計画」に基づき、本市の地域性に立脚した総合的な義務教育を推進します。

そのため、家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支え合うとともに、知・徳・体の調和のとれた自立的に生きる“いなしきっ子”の育成、豊かな心と健やかな体の育成に努めます。さらに、児童生徒が安全かつ適切な環境で教育を受けることができるよう、質の高い教育環境の整備に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|--|---|--|--------------------------------------|
| 家庭の教育力の向上を図る取り組みの成果 人1-3 | 家庭でほとんど毎日(週に4日以上)お手伝いをしている小学1年生の割合の向上を目標とする。 | - | 60.0% (県目標値) |
| すべての教科の基礎的・基本的な事項となる漢字の読み書きの定着状況 人1-2 | 漢字の読み・書き正答率の向上を目標とする。 (小学校6年/中学校3年) | 85.3% (小学校6年) 73.3% (中学校3年) (平成23年度) | 87.0% (小学校6年) 80.0% (中学校3年) |
| すべての教科の基礎的・基本的な四則計算の定着状況 人1-2 | 四則計算の平均正答率の向上を目標とする。 (小学校6年/中学校3年) | 85.9% (小学校6年) 80.3% (中学校3年) (平成23年度) | 87.0% (小学校6年) 82.0% (中学校3年) |
| 読解力の向上に資する児童の読書習慣の定着状況 人1-2 | 年間50冊以上の本を読んだ児童の割合の向上を目標とする。(小学校4年~6年) | 35.1% (小学校4年~6年) (平成23年度) | 60.0% (小学校4年~6年) (県目標値) |
| 防犯教室等の実施率 | 市内の各種学校における防犯教室等の実施率(学校保健・学校安全実態調査の実施より)を目標とする。 | 81.3% (小学校) 75.0% (中学校) (平成23年度) | 90.0% (小学校) 80.0% (中学校) |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 総合的な義務教育の推進

【30201】

本市における義務教育の総合的な指針を「稲敷市教育振興基本計画」に位置づけ、学校教育の全体の枠組みについての具体的な方針などを定め、総合的な視点での学校教育を推進します。人1-2

2. 家庭・地域・学校の連携による教育の推進

【30202】

家庭や地域社会との綿密な連携・協力のもと、学校が適切に教育活動を展開し地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

学校としての説明責任を果たしていくため、学校の教育目標や運営方針を保護者や地域に示します。

児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図るため、家庭の教育力向上を目指した家庭教育学級など、保護者に学習機会を提供します。

基本計画

稲敷市総合計画

家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する情報提供や地域社会への子育て世代の参加を促進するなど、学習機会の拡充を図り、適切な家庭教育のあり方を学校教育と連携を図りながら推進します。

地域住民の協力などにより、学校外から講師として幅広い経験、優れた知識・技術を有する人材を迎え入れ、交流を図ることにより、地域における教育力の向上を目指します。 人1-3

3. 確かな学力を身に付けた“いなしきっ子”の育成

【30203】

児童生徒一人一人に、基礎的・基本的な学力を確実に身につけさせるとともに、自ら学ぶ意欲や態度を育成していくため、指導方法の改善・充実に努めながら個々に応じた指導の展開に努めます。

児童生徒の個性を活かし、主体的な学習を促すためのチーム・ティーチング*による指導や少人数指導体制*の充実、社会人講師の活用を積極的に進めます。

総合的な学習の時間を充実させ、自ら学び自ら考える力の育成に努めます。

国際社会に生きる人間として、異なる文化や考え方を尊重できる豊かな国際感覚を育成していくため、国際理解教育を推進するとともに異文化への理解を深めるための環境づくりに努めます。

高度情報通信社会に適應できる能力の育成を図るため、コンピューターなどを積極的に活用した学習や指導方法の改善などに努め、情報教育の充実に努めるとともに、学校・家庭におけるインターネット犯罪や有害サイトなどに対する正しい知識の定着や情報モラルの向上を図ります。

次世代を担う子どもたちの身近な環境問題意識を高めるため、各教科や総合的な学習の時間をはじめ、学校教育全体を通して、環境などをテーマとした教育を推進します。

学校教育における環境教育では、環境・経済・社会の面から総合的に取り組むとともに、各学校単位にとどまらず、地域と連携しながら地域づくりのあり方を考える多様な活動を推進します。

将来の科学・技術を支える人材を育成するため、児童生徒の科学に対する興味や関心を高めていくとともに、体験的な学習を通して科学的な見方・考え方を養うなど理数教育を推進します。

優れた指導力と教育に対する使命感、地域をよく理解した教職員の育成・確保に努めるとともに、指導のための環境整備を図ります。

教育支援センターの設置により、教職員の資質向上を目指した研修や児童・保護者を対象とした相談事業（適用指導教室）を推進します。 人1-2

障がい児の保護者に対して、相談機会の提供や相談場所の拡充を図るなど、早い時期から様々な相談が受けられるよう関係部署との連携を密にして、障がい児がよりよい教育を受けられる環境を目指した支援体制の充実に努めます。

就学該当児とその保護者に対し、特別支援教育への理解と認識を深めてもらい、障がいのある子どもの適正・円滑な就学を促進します。

医療・福祉関係機関などにおける相談事業と一体化した体制を整備し、特別支援教育の充実に努めます。

地域社会との連携による支援体制の強化を図り、共同学習や交流活動を推進します。

4. 豊かな心と健やかな体を持つ“いなしきっ子”の育成

【30204】

豊かな人権感覚や人権意識の育成など人権教育を推進するとともに「生きる力」の重要な要素である豊かな心を育成していく道徳教育の充実に努めます。

教育活動全体を通して、ボランティア活動など体験的な活動を重視しながら「思いやりの心」や「奉仕の心」の育成を図るとともに、地域とのつながりを醸成します。

人1-3

感性を磨き創造力豊かに自己を見つめ、自らの生き方を考えることができるよう、学校教育全体を通して読書指導の充実を図るとともに、図書館、学校図書室、ボランティア、家庭の連携のもと読書活動の推進に努めます。

学校の特色を活かした体育・スポーツ活動の充実と体力の向上を目指します。

体育・スポーツ活動における安全指導の徹底に努めるとともに、生涯学習との連携、外部指導員の確保などを図りながら魅力ある運動部活動の運営を目指します。

児童生徒の「健やかな体の育成」を目指し、発達段階に応じた計画的な健康教育を推進します。

児童生徒の性に対する正しい知識と判断力を醸成するとともに、性感染症予防や薬物乱用などに対する意識啓発に取り組みます。

食育は「生きる上での基本」であるとの認識のもと、児童生徒の健康を保持し、望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育成するため、「食に関する指導」の実践・強化に努めます。

学校給食については、食材の安全確認と地産地消*の推進に努めるとともに、調理方法の安全性確保、添加物などに配慮した安全な食材の提供に努めます。

給食センターの運営については、学校再編や保護者のニーズに対応しながら、安全で安心な学校給食を提供できるよう施設の適正管理に努めるとともに、調理業務・配送業務等の民間委託など効率的な運営に努めます。

児童生徒の適切な勤労観、職業観を醸成するとともに、発達段階に応じた職場見学、職場体験などキャリア教育を、地元企業や関係機関の協力を得ながら推進します。

児童生徒一人一人の実態に応じた適切な生徒指導・教育相談の充実を図るとともに、不登校やいじめなどの未然防止と早期発見、相談員などによる適応指導の指導・相談体制の充実など速やかな問題の解消に努めます。

児童生徒の心の荒廃が問題視されている中、生命を尊重する心や他の人への思いやりなど、豊かな人間性の育成を目指します。

本市の歴史・文化や自然、また、これらに育まれた地域の特性を活かした教育を推進します。

5. 質の高い教育環境の整備

【30205】

児童生徒が適切な環境で学校教育を受けることができるよう、「稲敷市学校再編整備実施計画」を基本に、地域の実状を反映しながら、学校の規模が適正に確保されるよう、柔軟に対応します。人1-2

災害などについての正しい理解のもと、自分の生命は自分で守るということを基本にした危機管理能力（判断力・実践力）の育成を図るため、校内では得がたい学習機会を計画していくとともに、学校の立地や施設の実状、児童生徒の発達段階等を踏まえた防災教育・防災訓練を実施します。絆3-2

学校における交通安全教育や防犯対策の強化、防犯訓練の実施に努めます。また、通学路の安全対策については、家庭・地域・学校の連携・強化により地域ぐるみで推進します。絆3-2

発達段階に合った教育内容や指導方法を採用することができるよう、小中連携教育についての検討を進めます。人1-2

基本計画

稲敷市総合計画

3. 生涯学習の推進

現況と課題

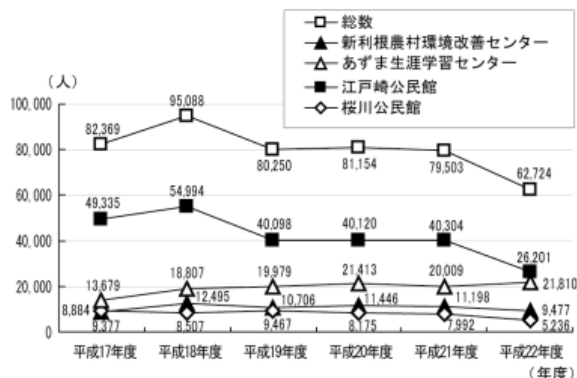
国民のライフスタイルは時代とともに変化しており、余暇活動の過ごし方や豊かさに対する価値観なども次第に変化しています。また、世界でもトップクラスの長寿社会である我が国においては、定年退職後のライフスタイルのあり方も多様化しています。このような状況の中、我が国は本格的な生涯学習社会を迎えており、市民が生涯を通して学び続けられる環境が強く求められています。今後は、市民のニーズを的確にとらえ、充実した学習機会を提供していくとともに、市民自らが生涯学習の担い手となる「生涯学習のまちづくり」を推進していくことが重要です。

本市では、現在各地区の公民館等においてそれぞれの地区にあった各種講座・教室を開設しているところ。公民館施設については、全市的な公共施設の適正配置に関する方針を見極めながら、適切な維持管理、設備の更新を図っていく必要があります。

また、全市的には生涯学習講座や公民館講座の実施、文化事業の推進、文化交流活動の支援、講座・同好会の作品展示、図書の貸出しなど、様々な事業が進められています。各種講座については、市民のニーズにきめ細かく対応し充実を図っていくことにより、より多くの市民が参加できる体制づくりを進めるとともに、各種講座等の修了生で組織する同好会を育成するなど、市民の自主的な活動を積極的に支援していく必要があります。

図書館については、稲敷市立図書館と東地区を除く3地区の公民館施設内の図書室がネットワークにより結ばれており、各窓口での貸出・返却サービスが可能となりました。インターネットを活用し、さらに効率的な資料の提供を進めていく必要があります。また、現在の図書館の施設規模では、これ以上の蔵書拡大が難しい状況になっているため、3地区の公民館図書室を含めた配送体制の検討及び県内図書館との相互利用、除籍による資料の新陳代謝を図り、利用者ニーズに合った蔵書構成を検討していくことが課題となっています。現在、老朽化していた館内設備の更新により、視聴覚室での会議や研修が可能となりました。今後は施設の適切な維持管理、有効活用を図っていく必要があります。

【公民館利用者数】



資料：生涯学習課

図書館利用状況

| 年度 | 利用者数 (人) | 貸出冊数 (冊) |
|--------|-------------|-------------|
| 平成17年度 | 25,599 | 86,276 |
| 平成18年度 | 33,212 | 119,808 |
| 平成19年度 | 35,976 | 132,295 |
| 平成20年度 | 35,755 | 130,835 |
| 平成21年度 | 35,243 | 130,910 |
| 平成22年度 | 32,815 | 122,318 |

資料：稲敷市立図書館

図書館蔵書数

平成23年3月31日現在

| 資料所蔵点数 | 総数 | | | | | |
|--------|---------|---------|--------|-------|-------|--------|
| | 一般書 | 児童書 | 郷土行政資料 | 参考資料 | 視聴覚資料 | |
| | 165,887 | 101,057 | 47,738 | 2,509 | 3,217 | 11,366 |

資料：稲敷市立図書館

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・生涯学習講座については、公民館講座は趣味的なもの、生涯学習講座は学習的なもの、いなしき大学は高齢が毎日元気に過ごせるような内容に、水辺の楽校では環境・自然などに関するもの、子育て学習は子育て・親育てを中心に市民の多様なニーズに応え充実した内容で実施してきました。また、人材バンクは技術・知識・技能を持っている人材を広報紙とホームページで紹介、講師やボランティアなど必要としている団体に紹介するとともに、生涯学習講座や公民館講座の講師としても依頼するなど制度を活用しています。今後は市民ニーズを的確にとらえ、各年代層のライフステージに対応した生涯学習を提供していく必要があります。
- ・市民自らが生涯学習の担い手となり生涯学習のまちづくりを推進するため、広報紙とホームページで講師募集の案内をし、昔遊び・体操・手芸など他の方に伝えたい・教えたいと思っている方による講座を開講してきました。今後も市民主体の生涯学習活動を積極的に支援していく必要があります。
- ・図書館サービスについては、図書館と公民館図書室がシステムネットワークで結ばれスムーズに稼働するようになり、効率的に資料の提供ができるよう配送体制の検討を行っているところです。県の相互貸借ネットワークにより広範囲なリクエスト資料の貸出を実施しています。今後も利用者ニーズを把握し、図書館サービスの充実を図っていく必要があります。



図書館



生涯学習講座

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民が生涯を通して生き生きと学ぶことができるよう、市民協働のもと、生涯学習のまちづくりを進めます。そのため、市民のライフステージに対応した各種講座・教室の充実に努めるとともに、市民が主体的に取り組む生涯学習を支援します。公民館施設については、施設の安全性を確保するとともに効率的運営と市民のニーズに対応した環境づくりを進めます。

図書館については、図書館ネットワークの充実や予約システムの向上を図るとともに、図書資料の充実やIT*環境の整備など、より多くの市民が利用する図書館を目指します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-----------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 生涯学習講座数 人2-2 | 生涯学習機会の提供に努めるため、生涯学習講座数の拡大を目標とする。 | 52回 | 80回 |
| 公民館などの延利用者数 人2-1 人3-1 | 市民のニーズに的確に対応した生涯学習活動を行うことによる公民館の利用者数の拡大を目標とする。 | 21,810人 | 25,000人 |
| 生涯学習人材バンクの登録者数 人2-2 人3-1 | 生涯学習人材バンクに登録されている市民を増加することを目標とする。 | 25人 | 40人 |
| 市民一人あたりの図書貸し出し冊数 人2-2 | 図書館サービスの向上により、市民一人あたりが一年間で借りる図書の冊数の拡大を目標とする。 | 2.6冊 | 4.0冊 |
| 図書館利用カードを持っている市民の割合 | 図書館サービスの向上により、図書貸し出しカードを持っている市民の割合の拡大を目標とする。 | 17.2% | 25.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 各種講座・教室の充実

【30301】

市民の生涯学習活動を支援するため、様々な機会をとらえて、ニーズの把握に努め、各年代層やライフステージに対応した講座・教室の開設と内容の充実を図ります。

人2-2 人3-1

高齢者が無理なく地域で活躍できる場と仕組みを構築していくため、いなしき大学などの生涯学習プログラムの更なる充実を図ります。

人3-1

公民館においては、各地区の公民館施設の連携を図るとともに、各々の施設や地域性など特色を活かした講座の充実に努めます。

人2-2 人3-1

生涯学習活動の更なる活性化を図るため、様々な分野において優れた技能を持つ人材の発掘に努め、登録制の生涯学習人材バンク（リーダーバンク）を効果的に活用し、生涯学習のメニュー拡大を目指します。

人2-2 人3-1

2. 市民の生涯学習活動の支援

【30302】

市民が自主的に取り組む生涯学習活動に対して、積極的な育成・支援を図ります。

人2-2 人3-1

- 市民講師型講座「いなしき・るーむ」を推進し、生涯学習・スポーツとの連携充実を図ります。

人2-2 人3-1

3. 公民館施設の設備充実と利用度向上**【30303】**

IT環境の充実や地域交流の場、小中学生の居場所、中高生の自習スペースとしての活用など、新たなニーズに対応した設備の充実を検討します。

人2-① 人2-② 人3-①

利用者ニーズを踏まえ、施設や講座の予約システムの導入を検討するなど、公民館を利用しやすい環境づくりに努めます。

指定管理者制度*の導入など、各地区の公民館施設への民間活力の活用について検討します。

4. 図書館サービスの充実**【30304】**

利用者のニーズを把握し、広範囲なリクエストにも迅速に対応できるよう努めるとともに、幼児から高齢者まで、各年代層に対応した蔵書整備を進めます。人2-②

市民が利用しやすい図書の貸出しを実施するため、再編も視野に入れつつ、市立図書館と3地区の公民館図書室における総合的な図書館ネットワークの効率的な運用を行います。さらに、市内小中学校との連携を図るため、既存のシステムを利用したネットワークの構築を検討します。人2-②

県や各大学などの研究機関、周辺市町村の図書館などとの相互貸借やインターネットによる図書の予約システムを運用し、広範囲な市民ニーズに対応できる図書館を目指します。人2-②

施設設備については、適切な維持管理を行うとともに、IT利用環境など、新しいメディアに対応した館内設備の整備と併せて視聴覚ソフトの充実を図り、市民の多様なニーズに対応します。

市民のボランティア活動の場など、だれもが気がねなく図書館を利用できるよう、開かれた図書館づくりを目指します。

各種行事の開催により利用者の拡充を図るとともに、広報紙・ホームページ・ブログ*などを活用し、普段図書館を利用していない市民へのPRに努めます。

基本計画

稲敷市総合計画

4. スポーツの振興

現況と課題

スポーツは、人生をより豊かにし、心身両面にわたる健康の保持と増進に資するもので、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは非常に大切なことです。特に高齢化の進展や生活利便性の向上による体力の低下が懸念される今日においては、その意義はますます大きくなりつつあります。

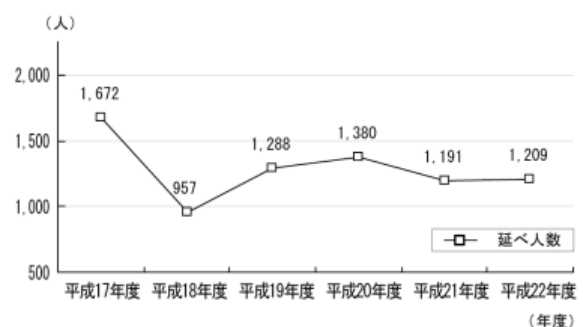
このような状況の中、文部科学省では「スポーツ振興基本計画」を策定し、市町村における地域スポーツクラブの設立・充実や、我が国の国際競技力の総合的な向上、生涯スポーツ・競技スポーツと学校体育との連携推進などの施策を位置づけています。

本市においても、平成 18 年新利根地区に「ライフスポーツクラブ新利根」が誕生しています。今後は、総合型地域スポーツクラブ*の充実を目指すとともに、各地区の体育館を生涯スポーツの拠点として、地区体育推進委員会を中心に地域に根ざしたスポーツ活動の場を提供するなど、スポーツの日常化を推進していく必要があります。

平成 23 年 6 月、国会において、スポーツの推進のために、議員立法による「スポーツ基本法」が成立し、スポーツに関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

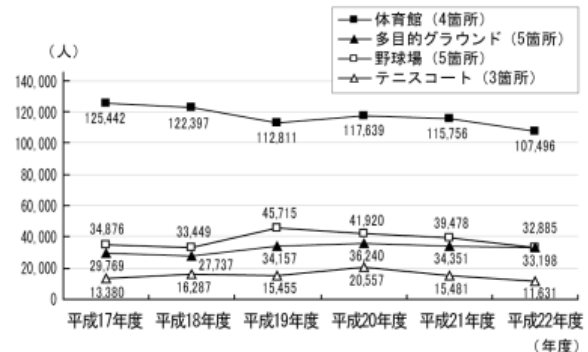
市民のスポーツ活動の場となる本市のスポーツ施設は、4 地区の総合運動公園内に 17 施設とそのほかに 3 施設がありますが、老朽化した施設もあり、市民が安心してスポーツを楽しむためには、計画的な維持・補修を進めていく必要があります。

【スポーツ施設利用者数】



資料：生涯学習課

【スポーツ施設利用者数】



資料：生涯学習課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- 生涯スポーツについては、全市的なスポーツイベントとしてスポーツフェスティバルの開催、各種スポーツ大会を開催してきました。また、各種スポーツ教室の開催にあたっては、市民の年齢、技能、体力などの状態に応じた教室とし、スポーツへの関心、興味を高める機会を作りました。さらに平成 18 年新利根地区に総合型地域スポーツクラブとして「ライフスポーツクラブ新利根」が誕生しました。その他の地区においては、地区体育推進委員会を中心にスポーツ活動を展開しています。今後は、「稲敷市スポーツ推進計画」の見直しを図り総合的なスポーツ振興を図っていく必要があります。
- スポーツ施設については、市民の生涯スポーツの拠点として総合運動公園などが整備されています。今後は、施設の利用度向上を図るとともに、老朽化施設の対応等を含め、適正な管理運営を図る必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

市民が気軽にスポーツ活動、健康づくりに取り組めるよう地域ぐるみのスポーツ振興を図ります。また、市民がスポーツにふれるきっかけづくりとして全市的なスポーツフェスティバルや各種スポーツ大会を開催するとともに、多様なスポーツ教室などの開催や指導者の育成に努めます。

施設については、体育施設の適正な維持管理を進めるとともに、学校体育施設など公共施設の有効活用に努めます。

また、施設利用の利便性の向上を図るための予約システムの構築や各種情報の発信など広報・啓発活動に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|-----------------------|---|---------------------|-----------------|
| スポーツフェスティバルの参加者数 | 生涯スポーツ・レクリエーションを推進し、全市的なスポーツ・フェスティバルの参加増を目標とする。 | 1,209人 | 1,500人 |
| 体育協会に加盟している人数 | 体育協会に加入している市民の数の増加を目標とする。 | 1,545人 (平成23年) | 2,000人 |
| スポーツ施設などの利用者数 人2-2 | 市のスポーツ施設の更なる利用促進を目指し、年間利用者25万人を目標とする。 | 215,931人 (平成20年) | 250,000人 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

【30401】

本市のスポーツの実態を踏まえ、総合的なスポーツ振興を図るため、「稲敷市スポーツ推進計画」を見直します。

4つの総合運動公園を拠点として、各地区の特色を活かしながら、地域ぐるみのスポーツ振興を図ります。また、その運営にあたっては、稲敷市各地区の地区体育推進委員会を中心に、地域における自主運営クラブを目指します。人2-2

市民が気軽に生涯スポーツを楽しむことができるよう、幅広い世代に対応したニュースポーツの普及に努めながら、各種スポーツ教室やスポーツ研修会などを実施します。市内で活動するスポーツ団体の支援と活動の場の提供に努めます。

市民のスポーツへの取り組みをサポートするスポーツ推進委員などスポーツ指導者の養成・確保を積極的に進めます。

市民だれもが楽しく参加できるようスポーツ・フェスティバルをさらに充実させるとともに、日頃の活動成果を活かす機会として、各種スポーツ大会を開催します。

茨城ゴールデンゴールズと連携しスポーツの振興・交流・啓発活動を実施するとともに、市外住民とのスポーツを通じた交流活動を推進することにより、市のPRと地域間交流を積極的に推進します。

子どもたちに様々なスポーツの機会を与えるとともに、生涯スポーツと学校体育の連携に努めます。人1-3

基本計画

稲敷市総合計画

2. 生涯スポーツ施設の整備及び維持管理

【30402】

市民の生涯スポーツの拠点となる総合運動公園の整備などとともに、市民が安全にスポーツを楽しめるよう、既存の体育施設の維持管理に努めます。 (人2-2)

既存の施設や新たな施設については、市民の利用形態や管理運営コストなどを十分勘案し、利用しやすく管理しやすい施設整備を推進するとともに、管理運営の方法について多角的な検討を進めます。 (人2-2)

スポーツ活動の活発化に伴い、休祭日や夜間などにおいて施設の不足が予測されるため、学校体育施設などの公共施設を有効に活用します。 (人2-2)

3. 利用度向上と広報・啓発活動

【30403】

施設の空き状況をホームページ上で公開することについて検討し、利用者の利便性向上と施設の利用率向上を図ります。

市民の多様なスポーツニーズに対応するため、広報紙やホームページ、各種情報コーナーなどを活用したスポーツ情報の拡充に努めます。

利用者の子どもを一時的に預かるサービスを実施するなど、だれもが利用しやすい環境づくりに努めます。



子どもスポーツ大会



茨城ゴールデンゴールズ

5. 歴史・文化

現況と課題

文化・芸術活動

市民が稲敷市を「ふるさと」として誇りを持って認識し、次世代を担う子どもたちが「稲敷文化」を後世に引き継いでいけるよう、旧来からの地域文化を継承しつつ、市民が一体となって新たな「稲敷文化」を創造しなければなりません。そのためには、市民自らが積極的に、今後の本市のまちづくりや地域づくり、地域文化の創造に携わっていく必要があります。

本市の文化・芸術活動については、稲敷市文化協会に加盟している団体が173団体あり、地域文化の担い手として活動しています。これら団体の発表の場として、文化祭における写真展・絵画展などを開催しており、市民が芸術に親しむ機会として提供しています。今後は、これまで培ってきた地域文化を継承し、市民自らの手で稲敷文化を創造していくことが求められています。

歴史・文化の継承、文化財保護

本市には、郷土の文化振興を目的とした歴史民俗資料館があり、本市の博物館的機能を担っていますが、バランスの良い郷土資料の収集・整理、資料のデータベース化などの課題があります。今後は、地域バランスを解消するとともに、市民の生涯学習意欲の高まりや児童生徒の総合学習に対するニーズの高まりに対応できるよう、一層の充実を検討していく必要があります。

文化財について、本市には国・県・市の指定文化財が84件あり、県内でも有数の指定文化財が存在していますが、それらの維持・保護の状態は必ずしも十分とは言えず、今後の課題となっています。また、文化財に関する事務においても、県から市町村に権限委譲が進められており、市の役割はますます大きくなっています。

国指定等文化財

| 指定 | | 選択 | 登録 |
|-----|----|------|-----|
| 建造物 | 史跡 | 無形民俗 | 建造物 |
| 2 | 1 | 1 | 1 |

県指定文化財

| 建造物 | 工芸品 | 彫刻 | 絵画 | 書跡 | 史跡 | 有形民俗 |
|-----|-----|----|----|----|----|------|
| 4 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 |

市指定文化財

| 彫刻 | 工芸 | 古文書 | 考古資料 | 歴史資料 | 建造物 | 絵画 | 史跡 | 天然記念物 | 無形民俗 |
|----|----|-----|------|------|-----|----|----|-------|------|
| 26 | 4 | 7 | 2 | 2 | 5 | 5 | 7 | 1 | 5 |

資料：生涯学習課

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・稲敷市の芸術・文化活動については、稲敷市文化祭を開催、約16,000人の市民が伝統文化や伝統芸能等とのふれあいの場を持てるよう努めました。また、稲敷市文化協会を運営することにより、個々の文化活動を振興し、市民文化の発展・向上を目指すとともに、加盟文化団体の強化・発展と相互の連絡融和を図り、質の高い様々な文化発信の場の機会を充実させてきました。さらにリーダーバンク登録を促進するとともに、それらの情報を広報とホームページで公開し団体などに紹介しました。「いなしき・るーむ」は講師が希望した公民館などを会場に開催してきました。今後も、市民の様々な文化活動の支援、本物の文化・芸術に触れる機会の拡大、文化活動団体の交流促進を図っていく必要があります。
- ・稲敷市の歴史・文化の継承については、資料館の展示物を全市的な内容に変更するとともに、企画展の開催、古文書講座、星空観望会、土器作り教室、標本作り教室等を開催しました。また、郷土資料調査委員会*において、桜川地区、新利根地区での仏像・寺院悉皆調査*を実施し、報告書にまとめました。今後も郷土資料館を中心に稲敷の歴史・文化の継承に努めていく必要があります。
- ・文化財の保護については、埋蔵文化財の保護に関する事務を推進するとともに、仏像など文化財の調査を推進してきました。今後も引き続き保護に努めるとともに市民に広く周知していく必要があります。

基本計画

稲敷市総合計画

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

後世に誇れる地域文化の創造と市民共通のふるさと意識の醸成を目指し、市民がひとつになった「稲敷文化」の創造を目指します。そのため、市民がいつでも質の高い文化に触れる機会の創出、市民の芸術・文化活動の支援、市民が一体となって主体的に参加できるイベントを開催します。

歴史民俗資料館を核として本市の歴史と文化を未来に継承するため、郷土資料の展示や資料の収集・調査、市民の学習支援の充実を図るとともに、公共事業及び民間の開発事業における埋蔵文化財確認の適正化を図るなど、歴史的に重要な文化財の適切な保護に努めます。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|--------------------------|---|-----------------|-----------------|
| 文化団体数 | 本市の芸術・文化活動の発展を目指し、市内で文化活動を行う団体の団体数増を目標とする。 | 173 団体 | 180 団体 |
| 学習機会開催支援件数 (市民活動への支援) | 市民の自由な発想による学習機会の開催支援を目標とする。 | 40 件 | 50 件 |
| 郷土資料のデータベース化 | 市民が郷土の歴史情報をいつでも活用できる環境整備を図るため、郷土資料のデータベース化を目標とする。 | | 導入 |
| 文化財指定数 | 本市の文化・歴史の象徴として、文化財の指定について全分野の指定を目標とする。 | 84 件 | 90 件 |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 芸術・文化活動の支援と啓発

【30501】

市民が地域の中で質の高い芸術・文化に触れる機会を創出するため、コンサートや演劇、講演会など様々な文化事業を展開します。

市民が日頃の成果を発表したり、気軽に鑑賞したりする機会を創出するため、文化祭や各種作品展・発表会などを充実させ、市民の文化活動を支援します。また、幅広いジャンルでコンクールなどの開催も検討します。

市内で活動する文化団体の支援と活動の場の提供に努めます。

2. 稲敷の歴史・文化の継承

【30502】

多くの市民が「ふるさと」の歴史や文化に学び、親しむことにより、稲敷文化への誇りを醸成できるよう、歴史民俗資料館において本市の歴史と文化の全体像がわかる、地域性豊かで質の高い展示を目指します。

郷土資料の収集に努め、市民ニーズの高い企画展示や、見学会を実施するとともに、講座、講演会、資料の調査研究活動を行います。

市民が自由な発想で「稲敷文化」を創造できるよう学習会開催を支援します。

収集・蓄積された郷土資料のデータベース化により、レファレンス業務^{*}の強化を図るとともに、案内書、解説書、パンフレットなどの充実にも努めます。また、郷土資料調査委員による、調査・研究の成果を広報紙に連載し市民に広く紹介します。

次世代を担い稲敷文化の継承者となる子どもたちに、稲敷市民としての誇りやかけがえのない故郷を継承していくため、伝統芸能の保存活動などに努めます。

3. 文化財保護の推進

【30503】

土地利用の転換にあたっては、埋蔵文化財の有無の照会業務など文化財保護にかかる事務を円滑に推進するため、組織体制の強化を検討します。

指定文化財（84件）・周知遺跡（365件）の巡視の実施により、現状の把握に努めるとともに、保存のための対策や所有者などへの指導を図ります。

市内の未指定文化財に対する調査の実施と指定物件の抽出や指定に努めるとともに、指定文化財や史跡などへの補助を検討します。

本市の歴史・文化を市内外に情報発信していくため、史跡めぐり、文化財セミナーなどを実施するとともに、稲敷市全域の文化財マップ、解説冊子の作成、市の公共サイン計画*と併せた文化財案内板・説明板の設置を図ります。



稲敷市文化祭



逢善寺

基本計画

稲敷市総合計画

6. 青少年健全育成

現況と課題

社会経済情勢の変化や都市化に伴い、家庭や地域の環境も変化しており、その連帯感の低下が問題になっています。地域社会を維持・形成していく中で、青少年が積極的に社会活動に参加し自立心や協調性、社会性を養うことが極めて重要です。また、青少年が健全に育つことができる環境を地域ぐるみで守っていくために、地域の環境浄化や、IT化の進展に伴う様々なトラブルへの積極的な対応を図っていくことも重要です。

内閣府では、このような課題に対応するため、平成22年に「子ども若者ビジョン」を策定しています。市町村においては、これらの動向を踏まえながら、青少年の健全育成に取り組んでいくことが求められています。

そのため、本市においても各種団体の活動はもとより家庭や地域における青少年の育成運動を積極的に推進していく必要があります。また、青少年健全育成運動の活発な展開を図るためには、市内の青少年健全育成市民会議の支部組織などを確立・強化するとともに、家庭・地域・行政が効果的に連携していく必要があります。

一方、現在の若者を取り巻く就労環境は非正規雇用の拡大など大きく変化しており、将来に不安を持つ若者が増えている状況です。このような社会情勢の中でやがて職業をもち次世代の親となるべき若者が将来の夢を実現していくためには、子どもの頃から健全な職業観や親となるべき自覚の醸成を図るなどの支援が必要となっています。

前期基本計画の取り組みの成果と課題

- ・青少年対策については、市内の小中学校において、総合的な学習の時間や教科教育と学校行事とを適切に組み合わせ、自然や文化とのふれあい、異年齢、異世代、地域とのふれあい交流などの体験活動を、教育活動の一環として計画的に取り組みました。
- ・学校のグラウンドや体育館、余裕教室、近隣施設等に安全な環境の中で安心して活動できる子どもたちの居場所(活動拠点)を設け、放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との交流活動等を実施しました。
- ・青少年健全育成を目的とした広報紙の発行のほか、啓発活動、青少年の身近な場所における環境浄化を図るため、違法看板の撤去や立入検査の実施を行いました。青少年育成稲敷市民会議の活動と連携して、小学生・中学生・高校生を対象に、青少年主張大会を実施しています。また、講演会・各種大会・清掃活動を実施しました。今後も引き続き地域ぐるみの青少年健全育成を推進していく必要があります。
- ・若者の自立支援については、支援を必要とする子供や保護者を対象として青少年相談員*が相談会を実施してきました。今後も国・県の関係機関と連携しながら、相談事業の充実や啓発事業を推進していく必要があります。

取り組みの方針

5年後に向けて取り組むこと（目標像）

本市の未来を担う将来への夢にあふれた青少年の健全育成を目指し、青少年が育つ家庭、学校、行政、地域が手をつなぎ、協力体制をつくりながら、大人と青少年とが参加する地域ぐるみの取り組みや青少年の居場所づくり・良好な環境づくりを進めます。また、相談事業や啓発事業などニート・フリーター防止対策により若者の自立支援を支援します。

| 指標値 | 指標の考え方 | 現況値 (平成22年度) | 将来値 (平成28年度) |
|------------------------|--|-----------------|-----------------|
| 青少年育成稲敷市民会議会員数 人2-1 | 青少年の健全育成に寄与する者を会員とする市民会議において、全世帯の加入を目標とする。 | 10,293 世帯 | 全世帯 |
| 青少年相談員*数 | 青少年健全育成全般の推進を図るため、市より委嘱して組織する青少年相談員*の増員を目標とする。 | 18 人 | 35 人 |
| 青少年健全育成に対する市民の満足度 | 次代を担う青少年が家庭・地域の中で健全に育っていると思っている人の割合の増加を目標とする。 | 58.2% | 65.0% |

後期基本計画の取り組みの方向性

1. 青少年対策の充実

【30601】

地域全体で青少年の健全育成を推進していくため、青少年育成稲敷市民会議の活動の充実を図るとともに、青少年健全育成関係団体の自主的運営を促進します。人2-1

青少年と地域社会とのかかわりを深めるため、異世代交流やお祭り・イベントへのスタッフとしての参加など地域におけるボランティア・NPO*活動への参加促進を支援する仕組みづくりを進めます。人2-1

子ども会やスポーツ少年団などの健全な地域青少年団体・グループの育成を図り、公共施設などを活用した居場所づくりを進めます。人1-3

青少年育成稲敷市民会議による青少年主張大会の開催支援と啓発・普及に努めるとともに、青少年相談員*による相談会の実施、有害図書や違法看板の撤去、映画会の実施、自動販売機の規制など環境浄化活動の促進に努めます。人2-1

思春期における青少年が極端な暴力や性表現にさらされることのないよう、パソコンや携帯電話などインターネットの有害サイトへのアクセス防止について、学校・家庭との連携のもと徹底した啓発活動を行います。人2-1

2. 若者の自立支援の推進

【30602】

青少年の引きこもりなどに対応していくため、国・県の関係機関との連携や事業の活用を図っていくとともに、相談事業などの充実に努めます。

青少年をニート*・フリーター*にしないための対策が大切であることから、中・高校生やその親を対象とした職業についての啓発講座などを検討します。

近年の雇用環境の多様化に伴いニート*・フリーター*となる青年層において、その期間が長期化する傾向にあることから、ハローワークとの連携や、職能スキルアップのための支援を積極的に推進するなど、県と連携しながらニート*・フリーター*防止対策に努めます。